

# 年金保険料の徴収体制強化等について (現状と検討事項② 参考資料)

## 《目 次》

○ 国税庁への滞納処分権限の委任制度の活用関係	-----	1
○ 市町村との情報連携強化関係	-----	3
○ 免除勧奨等における関係機関との連携強化関係	-----	10
○ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大関係	-----	15
○ 事業主との連携強化関係	-----	18
○ 公的年金制度に対する理解の促進関係	-----	23
○ 適用調査対象事業所の把握の推進関係	-----	44
○ 把握した事業所の適用促進等関係	-----	
○ 関係機関との連携強化関係	-----	54
○ 提出書類の省略関係	-----	55
○ 厚生年金保険料と労働保険料の一括徴収関係	-----	57

# 財務大臣(国税庁)への滞納処分の権限の委任(概要)

財務大臣(国税庁)への滞納処分の権限委任については、厚生年金保険法第100条の5及び国民年金法第109条の5等の規定を整備(19年7月6日公布、22年1月1日施行)し、次の委任要件の全てを満たした滞納保険料について、厚生労働大臣は財務大臣(国税庁)に滞納処分の権限を委任することができる。とされている。

## 委任の要件

- (1) 滞納月数  
納付義務者が24ヶ月分以上の保険料等を滞納していること。
- (2) 滞納金額、所得金額
  - ・ 厚生年金については、滞納額の合計額が1億円以上であること。
  - ・ 国民年金については、滞納者又は連帯納付義務者のいずれかの直近の所得額が1000万円以上であること。
- (3) 悪質性  
滞納処分等の執行を免れる目的で財産を隠ぺいしているおそれがあること。
- (4) 処理困難性  
滞納処分等を受けたにもかかわらず、保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

# 日本年金機構ブロック本部と国税局の定期的な打合せの実施について

日本年金機構ブロック本部と国税局は、厚生年金及び国民年金の滞納事案に関し、滞納処分の財務大臣(国税庁)への委任を促進するため、定期的な打合せを実施している。

## 1. 実施方法

国税局の保険料等滞納事案担当者と日本年金機構ブロック本部担当者と、委任候補事案について、その処分状況や今後の処理方針等に関し、毎月1回、定期的な打合せを実施。

## 2. 委任候補事案

日本年金機構ブロック本部において、厚生年金保険法等で規定されている委任要件に該当するものを選定。

《委任要件》

- ① 滞納月数 24か月以上
- ② 滞納額 1億円以上(厚生年金保険料等)  
所得額 1千万円以上(国民年金保険料)

## 3. 打合せ事項

- ・委任に向けて、悪質性や処理困難性を認定するために必要な事実の調査方法などについての協議
- ・国税局による調査手法や着眼点などの助言 等

平成24年所得情報の提供状況について（平成24年11月末現在）

※東京23区は1市町村として算入

所得情報提供が可能な市町村 …… 1,736市町村（全市町村1,742市町村中）

	提供市町村数	全市町村数	提供割合
平成23年11月末	1,735市町村	1,742市町村	99.6%
平成24年5月末	1,735市町村	1,742市町村	99.6%
平成24年11月末	1,736市町村	1,742市町村	99.7%

所得情報提供の目的がたっていない市町村 …… 6市町村

- 平成23年11月末 …… 7市町村
- 平成24年5月末 …… 7市町村
- 平成24年11月末 …… 6市町村

提供状況（内訳）

	平成23年11月末		平成24年5月末		平成24年11月末	
	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
提供市町村	1,735	99.6%	1,735	99.6%	1,736	99.7%
磁気媒体	1,606	(92.6%)	1,611	(92.9%)	1,625	(93.6%)
紙媒体（閲覧舎）	129	(7.4%)	124	(7.1%)	111	(6.4%)
未提供市町村	7	0.4%	7	0.4%	6	0.3%
拒否	4	-	6	-	5	-
条件付拒否	0	-	0	-	0	-
協議中	3	-	1	-	1	-
市町村計	1,742	-	1,742	-	1,742	-

(注) 〇内は、提供市町村に対する割合

(参考) 扶養親族等情報の提供状況

	提供市町村数	全市町村数	提供割合
平成24年11月末	1,635市町村	1,742市町村	93.9%



# 社会保障・税番号制度の概要

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～

## 基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

## 個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- 個人番号の利用範囲を法律に規定（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めるとは禁止（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要（第16条）。

## 個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、I Cチップの空き領域を利用することができる（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定められないものとする。

## 個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管（第20条）及び特定個人情報ファイルの作成を禁止（第28条）。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供（附則第6条第5項）、特定個人情報保護評価の実施（第27条）、特定個人情報保護委員会の設置（第36条）、罰則の強化（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

## 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第58条）。法人番号は原則公表。※民間での自由な利用も可。

## 検討等

- 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

# 社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)

2013年  
(H25年)

2014年  
(H26年)

2015年  
(H27年)  
(10月)

2016年  
(H28年)

2017年  
(H29年)

平成二十五年五月三十一日  
番号関連四法公布  
平成二十五年五月二十四日  
番号関連四法成立

制度構築

## 政省令等の整備

別表第一、  
別表第二の  
事務、情報を  
定める  
主務省令の  
制定

## 番号通知

## 個人番号カードの交付

## 順次、個人番号の利用開始

【2016年1月から利用する手続のイメージ】  
○社会保険分野  
・年金に関する相談・照会  
○税分野  
・申告書・法定調書等への記載  
○災害対策分野  
・要援護者リストへの個人番号記載  
※ただし、事前に条例の手当てが必要

情報提供ネットワークシステム、  
マイ・ポータルへの運用開始

2017年1月より、  
国の機関間の  
連携から開始し、  
2017年7月を  
目途に、  
地方公共団体に  
との連携に  
ついても開始

システム要件定義・調達

調査研究

設計

開発・単体テスト

総合運用テスト

委員会  
国会同意

委員会同意  
委員会規則

委員会同意

特定個人情報  
保護委員会  
設置

情報保護評価指針作成

特定個人情報保護評価の実施・承認等

情報提供ネットワークシステム等の監査

広報・広聴

番号制度に関する周知・広報

# 個人番号の利用範囲

## 別表第一(第9条関係)

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等  
低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。[※未施行]

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

### 社会保障分野

#### 年金分野

#### 労働分野

#### 福祉・医療・その他分野

#### 税分野

#### 災害対策分野

## 番号制度を活用した収納対策等の改善

### 1 国民年金収納対策や継続免除に係る所得確認事務の効率化

#### 【現状の課題】

現在、国民年金収納対策のため、市区町村から未納者（その連帯納付義務者である世帯主・配偶者も含む）の所得情報の提供を受けている（全市町村の99%が提供）。しかし、全ての未納者について所得情報の提供を受けるに至っておらず、その提供方法についても、紙媒体や電子媒体など、市区町村ごとに異なり、事務処理が非効率となっている。

また、国民年金保険料の継続免除者についても、市区町村から所得情報の提供を受けているが、他の市区町村から転入したこと等により、現住所地で対象者の所得情報を確認できない場合には、本人等に照会を行う必要がある。



#### 【番号制度の活用による改善】

番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携により、システム処理で世帯情報を確認し、対象者の所得情報を取得することで、日本年金機構及び市区町村の事務負担の軽減を図ることができる。

### 2 失業特例免除に係る利用者負担の軽減

#### 【現状の課題】

失業した場合には、前年の所得にかかわらず、申請により国民年金保険料の納付が免除される制度（失業特例免除）があるが、現在、失業者の免除申請に当たっては、雇用保険受給資格者証（写し）等の提出を求めている。



#### 【番号制度の活用による改善】

番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて雇用保険受給資格者等の情報を取得することにより、添付書類を省略し、利用者の負担を軽減することができる。

### 3 生活保護法による生活扶助受給者の法定免除に係る届出もれの発生防止

#### 【現状の課題】

生活保護法による生活扶助を受けている者等は、国民年金保険料の納付が免除(法定免除)されているが、生活扶助を受けるに至ったこと及び生活扶助を受けなくなったことの情報は、本人の届出、又は市区町村の任意の情報提供に基づき把握しているため、届出漏れ等が発生している可能性がある。



#### 【番号制度の活用による改善】

番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて生活扶助を受けている者の情報を取得することにより、法定免除に関する届出漏れの発生を防止することができる。

### 4 本来適用されるべき事業所の適用促進に係る効率化

#### 【現状の課題】

法人登記簿情報や雇用保険の適用事業場情報の提供を受け、把握した事業所に対する適用促進を行っているが、各機関で共通で使用している「番号」等がないため、各寄せ作業等が必要となっている。



#### 【番号制度の活用による改善】

番号制度における法人番号を適用事業所の情報とともにシステムで管理することにより、共通の番号を使用して関係機関の事業所情報との突合を行い、適用されるべき事業所の把握をより効率的に行うことができる。

## 国民年金保険料の退職（失業）による特例免除

### 特例免除の所得基準

特例免除では、通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査を行う。  
※配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合がある。

通常の免除の場合 → 申請者本人の所得、申請者の配偶者の所得、世帯主の所得  
特例免除の場合 → 申請者本人の所得、申請者の配偶者の所得、世帯主の所得

### 手続き

- 特例免除は、申請する年度又は前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となる。
- 申請書には、失業していることを確認できる公的機関の証明の写しが必要。  
（雇用保険受給資格者証、離職票等）
- 保険料免除の申請は、住民票のある市区町村役場へ提出。

## ハローワークと連携した国民年金の手続等の周知

ハローワークとの連携により、失業者に対する国民年金の種別変更の手続きや特例免除制度の周知を図っている。

### 協力連携の状況(平成24年9月現在)

- ハローワークが実施する雇用保険受給者初回説明会等における周知
- ・ 説明会等において、種別変更届及び保険料免除制度に関するチラシ、保険料免除申請書等の用紙を配布。【544所中501所】
  - ・ ハローワーク職員による説明を実施。【544所中266所】
  - ・ ハローワークに年金事務所職員等を派遣し、国民年金の手続き等について説明・届書等を受理。【544所中154所】
- ハローワークの窓口における周知
- ・ 種別変更届及び保険料免除制度に関するチラシ、保険料免除申請書等の用紙を窓口には備え付け、必要に応じ失業者等に配布。【544所中457所】

# ハローワークとの協力依頼実施状況

544所 (本所437所、出張所94所、分室13室)

	ハローワーク別の実施状況						届書受付状況 (平成24年7月中)					
	対象ハローワーク数	①説明会での資料配布	②ハローワーク職員による説明会での説明	③事務所職員による説明会での説明	④リーフレットの備え付け	①~④いずれにも該当なし	国民年金被保険者関係届書 説明会場 受付件数	郵送 受付件数	国民年金保険料免除・納付猶予申請書 説明会場 受付件数	郵送 受付件数	国民年金保険料免除・口座振替納付申出書 説明会場 受付件数	郵送 受付件数
北海道	34	33	18	12	31	0	110	16	160	51	2	0
東北	60	60	38	13	59	0	7	49	20	159	0	38
北関東・信越	83	78	25	31	68	1	224	299	476	910	3	136
南関東	65	45	26	9	44	2	54	308	82	396	1	138
中部	84	71	43	16	60	0	149	172	212	481	2	107
近畿	68	67	57	18	64	0	553	642	921	1,049	5	150
中国	45	45	31	8	42	0	21	103	34	145	0	34
四国	29	28	8	13	26	1	220	221	403	138	6	49
九州	76	74	20	34	63	0	1,271	405	1,694	295	8	95
合計	544	501	266	154	457	4	2,609	2,215	4,002	3,624	27	747

平成24年9月現在

# 国民年金保険料の学生納付特例制度の概要

- 大学（大学院）、短大、高校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る。）等に在学（夜間・定時制課程、通信制課程も含む。）する20歳以上の学生であって、配偶者及び世帯主（親など）の所得にかかわらず、本人の所得が一定額以下の場合については、学生時代に保険料の納付を要せず、社会人になってから保険料を納付できる仕組みである。（平成12年4月～）
- 承認される期間は、申請した年度の4月から3月まで。
- 当該保険料の納期限から10年以内であれば保険料を遡って納付（追納）できる。

**【基礎年金との関係】**

学生納付特例期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給資格期間に算入される。なお、追納が行われなければ老齢基礎年金の年金額の計算には反映されない。

**【学生納付特例法人】**

学校法人等が厚生労働大臣の指定を受け、学生からの委託を受けて学生納付特例の申請ができる仕組みを導入（平成20年4月～）

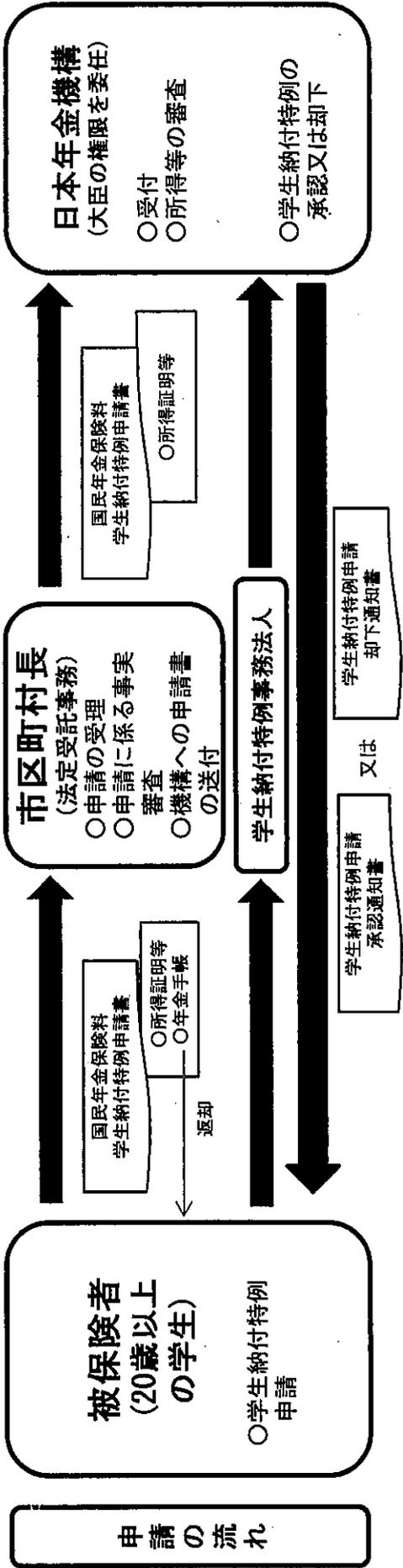
◆平成25年度の所得基準（めやす）

世帯構成	4人世帯 (夫婦+子2人)	2人世帯 (夫婦のみ)	単身世帯
所得基準	282万円	195万円	141万円

◆適用者数(平成24年度)

約172万人

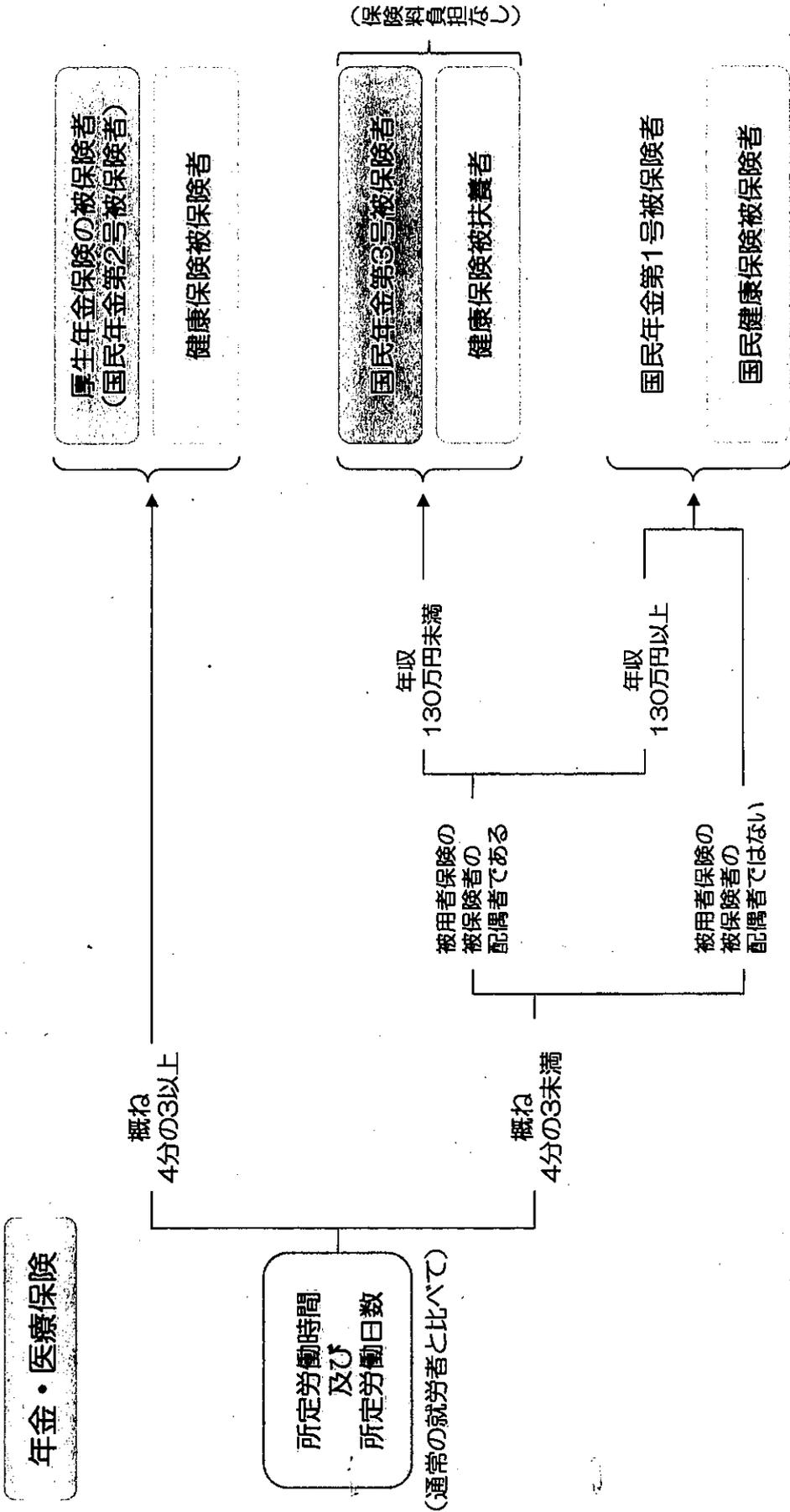
参考：学生の第1号被保険者数 約251万人  
 （※平成23年国民年金被保険者実態調査（厚生労働省）より。  
 数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。）



学生納付特例事務法人の指定状況及び代行事務取扱件数

都道府県名	22年度		23年度		24年度	
	事務法人数	申請書 取扱件数	事務法人数	申請書 取扱件数	事務法人数	申請書 取扱件数
1 北海道	4	60	4	99	4	144
2 青森	4	0	5	13	6	26
3 岩手	4	0	6	5	6	8
4 宮城	2	132	3	109	4	142
5 秋田	2	0	4	0	4	0
6 山形	6	19	6	38	8	20
7 福島	0	0	2	0	2	1
8 茨城	4	0	4	0	4	0
9 栃木	1	0	1	0	1	0
10 群馬	0	0	0	0	0	0
11 埼玉	2	11	4	21	4	27
12 千葉	5	67	5	87	6	34
13 東京	3	1	6	15	6	28
14 神奈川	0	0	2	22	2	50
15 新潟	2	12	2	25	2	18
16 富山	0	0	0	0	0	0
17 石川	1	0	2	0	2	0
18 福井	2	1	2	1	2	0
19 山梨	3	34	3	29	3	32
20 長野	3	0	5	2	5	7
21 岐阜	5	0	5	9	5	0
22 静岡	1	6	4	12	4	10
23 愛知	3	48	8	44	8	90
24 三重	2	1	4	10	4	27
25 滋賀	1	5	1	7	1	0
26 京都	4	26	4	34	4	48
27 大阪	4	63	8	72	7	146
28 兵庫	7	7	7	4	7	8
29 奈良	0	0	0	0	0	0
30 和歌山	3	8	3	10	3	8
31 鳥取	3	8	3	5	4	2
32 島根	1	0	1	8	2	8
33 岡山	6	27	6	57	6	72
34 広島	2	5	2	3	2	6
35 山口	0	0	0	0	0	0
36 徳島	1	0	3	0	3	0
37 香川	1	4	4	3	5	45
38 愛媛	2	9	3	19	5	20
39 高知	3	4	5	0	8	0
40 福岡	2	9	7	24	9	21
41 佐賀	0	0	0	0	0	0
42 長崎	0	0	0	0	0	0
43 熊本	4	2	9	9	8	4
44 大分	0	0	1	0	1	0
45 宮崎	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島	2	400	1	458	1	402
47 沖縄	2	17	0	24	0	0
全国計	107	986	155	1278	168	1454

# 社会保険の適用基準（短時間労働者の適用範囲）



(注) 下記のいずれかに該当する者は、社会保険は適用除外となる。

- ①臨時に日々雇用される人で1か月を超えない人
- ②臨時に2か月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない人
- ③季節的業務に4か月を超えない期間使用される予定の人
- ④臨時的事业の事業所に6か月を超えない期間使用される予定の人

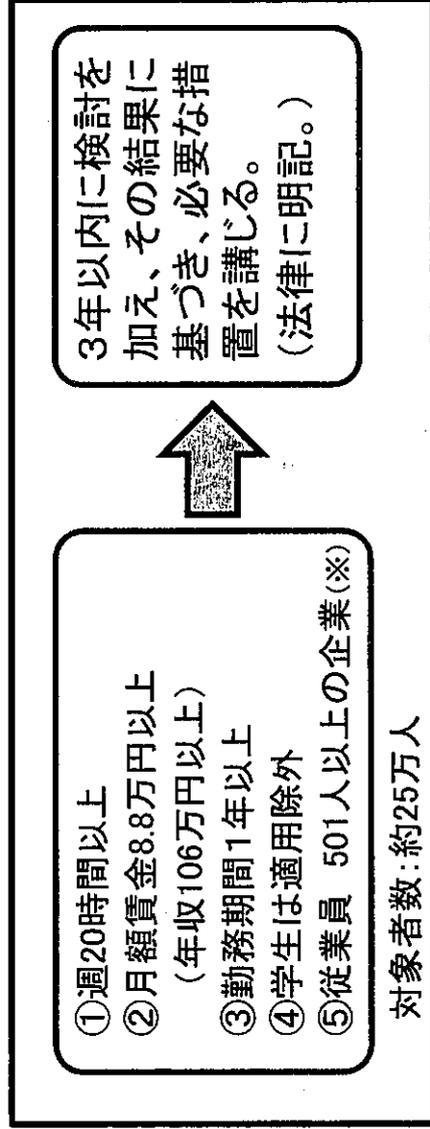
## 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

### 【適用拡大の考え方】

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化すること  
で、社会保険における「格差」を是正。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の  
人口減少社会に備える。

### 《改正内容》

#### 短時間労働者への適用拡大(平成28年10月～)



(※) 現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

《施行日》 平成28年10月

社会保障制度改革国民会議報告書  
～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～  
〈抜粋〉

第2部 社会保障4分野の改革

Ⅲ 年金分野の改革

3 長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能（防貧機能）を強化する改革に向けて

(2) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

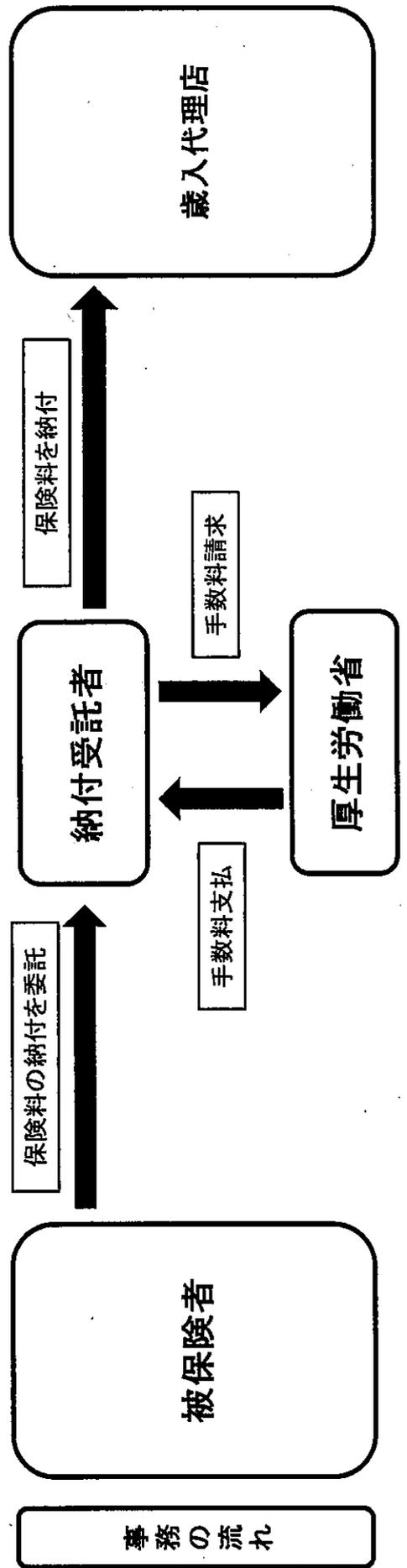
年金制度体系をめぐる議論の整理のところに記述したように、国民年金被保険者の中に被用者性を有する被保険者が増加していることが、本来被用者として必要な給付が保障されない、保険料が納められないうゆがみを生じさせている。このような認識に立って、被用者保険の適用拡大を進めていくことは、制度体系の選択の如何にかかわらず必要なことである。

実際に、パートタイム労働者のうち、自らが主たる生計維持者となっている（主に自分の収入で暮らしている）者の割合は約3割に達しており、若年層の非正規雇用の約4割が正社員への転換を希望しているなど、非正規雇用の労働者についても被用者としての保障の体系に組み入れていく必要性は高くなってきている。

一体改革関連法によって、一定の条件下の短時間労働者約25万人を対象に適用拡大が行われることとなったが、被用者保険の適用対象外となる週20時間以上30時間未満で働く短時間労働者は全体で400万人いると推計されている。さらに今後も、適用拡大の努力を重ねることには三党の協議の中でも共有されており、法律の附則にも明記された適用拡大の検討を引き続き継続していくことが重要である。

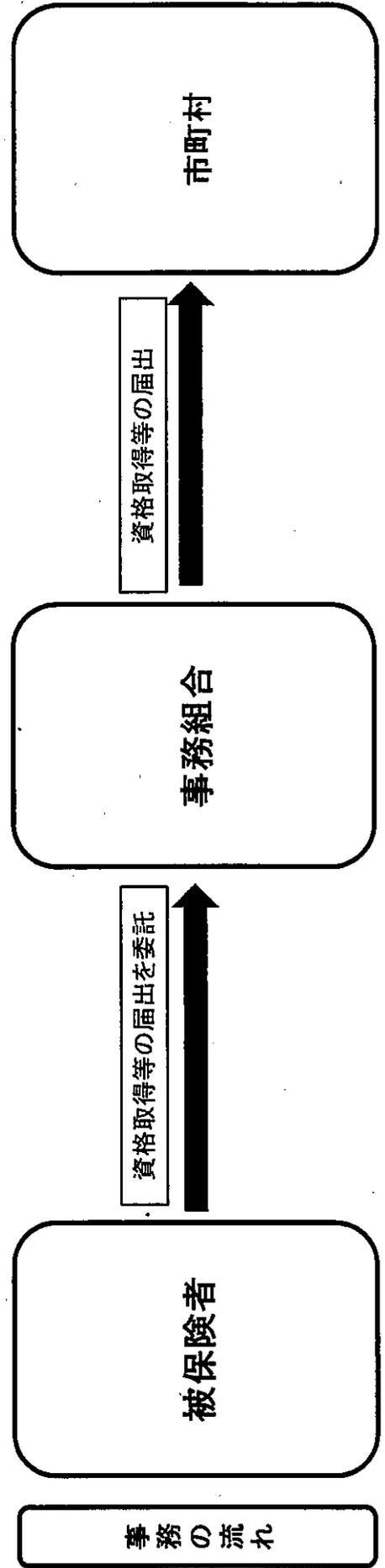
## 納付受託者の概要 (国民年金法第92条の3)

- 次に掲げる団体等は、被保険者の委託を受けて、保険料の納付に関する事務を行うことができる。
  - ・ 国民年金基金又は国民年金基金連合会（国民年金基金の加入員に限る。）
  - ・ 納付事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められ、かつ、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定するもの（信金、農協、漁協、信組、労金、商工会若しくは公共料金に関する事務処理の実績を有する者（コンビニ等））
  - ・ 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村（国民年金保険料を滞納している者であって市町村から国民健康保険の短期被保険者証の交付を受け、又は受けようとしている者に限る。）
- 納付受託者に対しては、厚生労働省から取扱い件数に応じた手数料を支払っている。



## 国民年金事務組合の概要 (国民年金法第109条)

- 同種の事業又は事務に従事する被保険者を構成員とする団体その他被保険者を構成員とするこれに類する団体が、被保険者の委託を受けて、国民年金の資格取得、氏名・住所の変更等の届出を行う制度。
- 事務組合となるためには、厚生労働大臣の認可が必要。
  - 《認可基準》
    - ・被保険者資格の取得又は喪失の届出等を当該団体の構成員である被保険者に代わって行うにつき組織等が確立され、事務組合の運営が将来にわたって、健全に持続される見とおしがあると認められるものであること。
    - ・当該団体の事務所の所在地の都道府県に住所を有する被保険者をもって構成されることを原則とするものであること。
    - ・当該団体が東京都又は指定都市を有する道府県に所在し、かつ、当該事務を委託する被保険者を少なくとも二千以上有するものであること。
    - ・国民年金事業の推進に効果的であると認められるものであること。



# 国民年金事務組合一覧

H25.10現在

1	東京都個人タクシー国民年金事務組合
---	-------------------

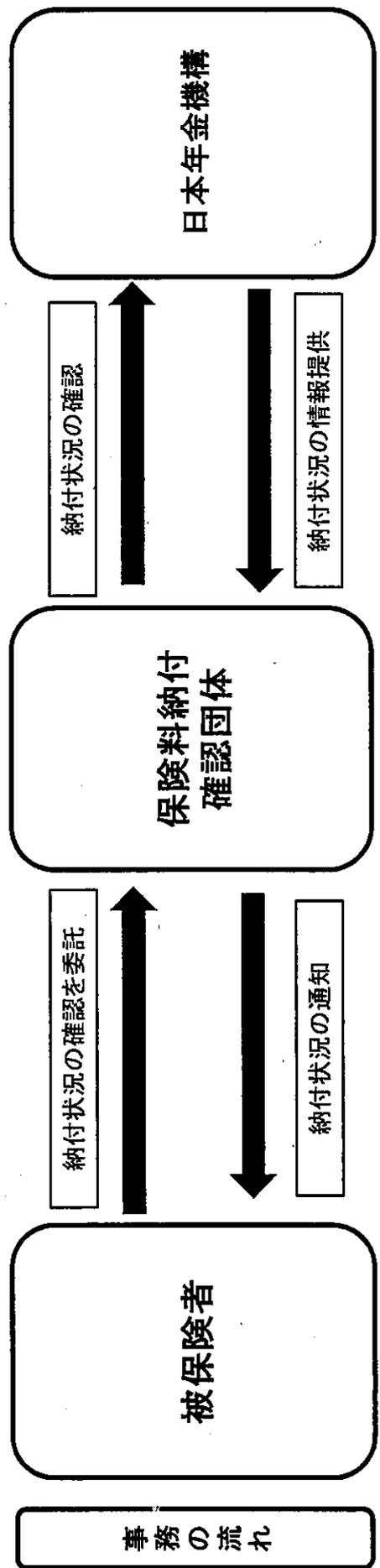
## 保険料納付確認団体の概要 (国民年金法第109条の3)

- 同種の事業又は事務に従事する被保険者を構成員とする団体その他これに類する団体で政令で定めるものであって厚生労働大臣が指定するものが、被保険者の委託を受けて、当該被保険者の保険料納付状況について情報提供を受け、本人に通知を行う制度。

《政令で定めるもの》

- ・ 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体を構成員とする団体
- ・ 同種の事業を行う法人を構成員とする団体

- 国民年金保険料は、個人が納付義務を負い、保険料債権が小口金銭債権であり、また、対象者も多数に上るため、制度の安定的かつ効率的な運営には、保険料の自主的な納付が不可欠という観点から、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」により平成20年4月から設けられたもの。



## 保険料納付確認団体一覧

H25.10現在

1	北海道社会保険労務士会
2	(社)岩手県歯科医師会
3	岩手県社会保険労務士会
4	(社)福島県薬剤師会
5	(社)千葉県医師会
6	(社)山梨県薬剤師会
7	(社)広島県歯科医師会
8	(社)佐賀県薬剤師会
9	大分県社会保険労務士会
10	(社)長崎県看護協会
11	(社)鹿児島県歯科医師会
12	(社)鹿児島県薬剤師会
13	(社)鹿児島県看護協会
14	鹿児島県社会保険労務士会
15	沖縄県社会保険労務士会

◇ 年金に関する広報等に必要な経費について

[単位:百万円]

	平成20年度予算	平成21年度予算	平成22年度予算
年金に関する広報等に必要な経費	475	344	0
(1)年金教育経費	109	101	0
・中高等を対象とした学校における年金教育			
(2)広報経費	360	236	0
・国民年金保険料の前納割引制度用の新聞広告			
・保険料の納付方法や免除制度の案内用チラシ			
・学生納付特例制度のリーフレット・ポスター			
(3)ホームページ経費	5	7	0
・厚生労働省とは別に社会保険庁独自に行っていたホームページの運営経費			

【備考】

- ・年金教育経費については、民主党の事業仕分け(平成21年5月19日)において、学校教育課程での対応をしっかりとすれば十分なので「廃止」とされた。これを踏まえ、平成22年度概算要求段階で全額削除した。
- ・行政刷新会議での事業仕分け(平成21年11月17日)において、年金に関する広報等に必要な経費(広報経費、ホームページ経費)は「廃止」とされた。この結果、平成22年度予算においては年金に関する広報等に必要な経費は計上していない。

<補足>

- ・制度内容や手続に関する説明資料等の作成経費、日本年金機構ホームページ経費については、日本年金機構予算で措置。



# ねんきん定期便、ねんきんネット

ねんきん定期便		ねんきんネット	
開始時期	平成21年4月～	平成23年2月～	
概要	年金制度に対する国民の理解を深め、信頼を向上させるため、被保険者の方に、毎年、誕生日に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。	被保険者・受給者の方が、いつでも、どこでも、最新の年金記録を確認できるよう、保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。	
手段	郵送	インターネット(パソコン)	
頻度	毎年1回(被保険者の誕生日)	24時間(いつでも閲覧可)	
対象者	被保険者(受給中の被保険者を含む)	被保険者(受給中の被保険者を含む)・受給者	
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 年金加入期間</li> <li>② 制度の加入履歴</li> <li>③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額</li> <li>④ 毎月の保険料の納付額(国民年金は納付状況)</li> <li>⑤ 保険料の納付額(総額)</li> <li>⑥ 年金見込額(受給中の被保険者を除く)</li> </ol>	<b>【被保険者】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 年金加入期間</li> <li>② 制度の加入履歴</li> <li>③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額</li> <li>④ 保険料の納付額(総額)</li> <li>⑤ 後納・追納等可能な月数と金額の確認</li> <li>⑥ 働き方など各種条件での年金見込額試算</li> </ol>	<b>【受給者】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 年金加入期間</li> <li>② 制度の加入履歴</li> <li>③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額</li> <li>④ 働き方など各種条件での年金見込額試算(25年4月末～)</li> </ol>
予算	約75億円(24年度)	約22億円(24年度)	
実績	24年度:6,578万件 23年度:6,525万件 22年度:6,610万件 21年度:6,673万件	ID発行件数:約166万件(25年3月末現在)	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節目の年齢(35歳、45歳、59歳)の方への定期便は、全期間の情報を書封で送付し、その他の年齢の方への定期便は、直近の1年間の情報をハガキで送付。</li> <li>・ 平成25年度は、59歳の方には直近の1年間の情報をハガキで送付。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットが利用できない方のために、コールセンターや市区町村(612)、郵便局(203局)で年金記録の提供サービスを実施(25年4月現在)。</li> <li>・ 電子版の「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの受給者通知の確認が可能。</li> <li>・ 持ち主不明記録検索にも対応。</li> </ul>	

# 「ねんきんネット」のポイント

- ① 年金見込額試算を行い、各種試算条件での比較が可能
- ② 「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」等の電子版を確認可能

サービス向上

- ① いつでも、最新の年金記録が確認可能
- ② 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易な表示
- ③ 持ち主のわからない記録の検索
  - ・ 国民年金記録のうち、誤りの可能性のある死亡者の記録
  - ・ 未統合記録5,000万件

年金記録の確認

## 「ねんきんネット」表示画面イメージ

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。  
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウインドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和63年度	38歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加						
平成元年度	39歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年						
平成2年度	40歳	重覆	重覆	重覆	重覆	重覆	重覆						
平成3年度	41歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年						
平成4年度	42歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年						

各月の年金記録の情報

クリックすると詳細を表示します。

※「各月の年金記録」に加入していた月は、「未加」と表示しております。  
※「各月の年金記録」に加入していた月は、「未加」と表示しております。

「ねんきんネット」によって記録を回復されたお客様  
の事例：(沖縄県のA子さん、61歳)

「ねんきんネット」で「未加(年金制度に未加入)」と表示されていたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録(旧姓)を発見することができました。

前月の標準報酬月額と比較し、大幅(5等級以上)に標準報酬月額が変動した月が存在します。

厚生年金	対象年月	平成23年10月
お勤め先の会社名称	〇〇株式会社	
厚生年金基金	基金加入	
標準報酬月額	XXXXXX円	
標準賞与額	—	

【参考】

ユーザーID	23.3 時点	24.3 時点	25.3 時点
発行件数の推移	47,546	785,153	1,658,558

※「ねんきんネット」は、平成23年2月から日本年金機構のHPIにて提供中のサービス。

# 便利で、カンタン、「ねんきんネット」!

- いつでも、最新の年金記録を確認できます!
- ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。

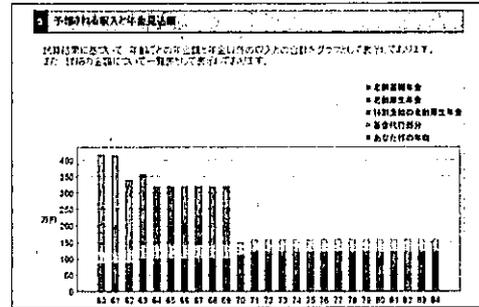
1-1 各月の年金記録の届出状況

各月の年金記録を確認することができます。各月の年金記録を確認する際は、検索条件を指定する必要があります。

12月の届出状況の届出状況を表示する

月	各月の年金記録の届出状況											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成16年度	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出
平成17年度	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出
平成18年度	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出
平成19年度	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出
平成20年度	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出
平成21年度	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出
平成22年度	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出

年金記録確認 画面



年金見込額試算 画面

- 年金の見込額を試算できます!
- 「年金を受け取りながら働き続けた場合」など、さまざまな働き方に応じた年金の見込額を試算できます。
- 国民年金保険料を後納や追納した場合、どれだけ年金額が増えるかグラフで表示します。
- 電子版の各種通知書を確認できます!
- 電子版の通知書の準備ができましたら電子メールでご案内します。
- 毎月更新された「ねんきん定期便」をパソコンで確認・ダウンロードできます。
- 年金振込通知書や源泉徴収票など、年金の支払いに関する通知書をパソコンで確認・ダウンロードできます。
- 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります!
- 年金に加入していない期間や標準報酬額の大きな変動など、確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されます。
- お名前や生年月日などを入力すると、持ち主不明の年金記録の中に、入力した条件に一致する記録があるかどうかを調べることができます。

1-3 持ち主不明記録検索

検索条件に一致する記録あり

(4) 持ち主不明記録検索(付加情報入力)

ご入力いただいた検索条件と一致する記録があります。

※検索結果に一致する記録がある場合は、検索結果が表示されます。この結果が本人、またはご家族の方のみで、その他の関係者の方には表示されません。

※年金記録へのアクセスの際に、ご入力いただいた情報(住所)のため、下記の項目にご同意をお求めいたします。12月の検索結果を印刷へお送りください。お印の年月は検索結果に、検索結果を印刷していただく場合、選択された年金記録に一致する入力情報が表示されます。年金記録の検索結果は、お印の年月に一致する入力情報に基づき、全ての入力情報を入力した後に、入力内容を確認していただく。

検索条件に一致する記録なし

(3) 持ち主不明記録検索(条件入力・履歴確認)

検索条件に一致する記録はありません。検索条件を入力し、検索結果を確認してください。検索結果を確認する場合は、検索結果一覧の検索結果を確認してください。

該当する持ち主不明記録がなかった場合、入力条件を修正して、再度検索を実施してください。

持ち主不明記録検索 画面



# 日本年金機構が行う年金制度啓発

## 1 現状

- ① 年金教育・年金広報
  - ・かつては年金教育推進員により、全国の中学、高校の約1万8千校のうち、約3割に啓発(年金セミナー)活動していたが、事業仕分けにより年金教育は文部科学省に引き継ぐべきという意見が出された。
  - ・年金広報も、事業仕分けにより平成21年度以降、広報予算が廃止された。
- ② 年金委員
  - ・職域型年金委員(旧社会保険委員)は、社会保険庁から日本年金機構への移行時に多くの県で減少
    - ※平成19年度末:168,501人 → 平成24年度末:118,166人
  - ・地域型(旧国民年金委員)も高齢化等により減少
    - ※平成19年度末: 12,564人 → 平成24年度末: 4,396人

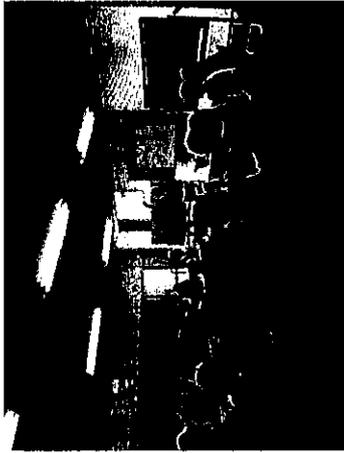
## 2 課題と対応

- ① 事業の構築と体制の整備
  - ・平成24年度から「地域」(教育機関、自治体、企業)との連携により、「地域年金展開事業」を構築
  - ・各県ごとの「地域年金事業運営調整会議」(年金委員、市町村会、教育委員会、社労士会、マスコミ、地方厚生(支)局)の開催
  - ・エッセイ募集とHP掲載(平成22年度から実施)
    - ※応募数 平成22年度:5件 → 平成23年度:53件 → 平成24年度:456件(中・高生391件)
    - 平成25年度:793件(中・高生699件)
- ② 年金教育・年金広報への取組
  - ・各年金事務所による「知っておきたい年金のはなし」の冊子、リーフレット、パワーポイントを活用した教育機関での年金セミナーの実施
- ③ 年金委員の活性化
  - ・年金委員功労者厚生労働大臣表彰(平成25年度から実施)
  - ・職域型年金委員の組織化の促進
  - ・地域型年金委員向け冊子「年金委員[地域型]活動の手引き」の作成・配布
  - ・全国年金委員研修会(職域型・地域型合同)の実施

# 地域年金展開事業について

日本年金機構では、地域に根ざした年金制度の啓発活動の一環として、関係教育機関にご協力いただき、「年金セミナー」を行っている。また、事務所見学や教職員向け年金説明会、年金制度資料の要請などにも積極的に対応している。

〔年金セミナーの様子〕



※ 地元紙を中心に平成25年8月までに新聞記事8件、テレビ3件に取り上げられた。

《年金セミナーの実施状況（平成25年3月～8月）》  
 全国で延べ421回開催し、約38,000人の学生に対して実施。

《年金セミナーのプログラム例》

場所・対象	高校の講堂、3年生
時間	1枠（50分）
テーマ	「知っておきたい年金のはなし」（リーフレット配布）、 質疑応答、アンケート

※ 年金事務所が地域の商業施設で行った年金セミナーをご覧になった高校教諭からお問い合わせいただき、高校生向けセミナーを実施したケースもある。

- ◆ 「わたしと年金」エッセイ◆  
 ご自身やご家族など身近な方と公的年金制度との関わりについて「わたしと年金」をテーマに原稿用紙3～5枚程度のエッセイを募集（平成25年6月～9月）したところ、応募総数793件のうち、中・高校生からのご応募が699件となっている。（平成24年度は応募総数456件のうち、391件が中・高校生）

- ◆ ねんきん月間◆  
 日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、上記の取組のほか、商業施設や大学等の構内で出張年金相談や国民年金保険料の納付相談会を開催し、年金制度の普及啓発活動を展開している。

# 平成24年度 ねんきん月間の取組結果

日本年金機構 管轄ブロック	実施回数(延べ)										参加者数						
	市町村	大学等	福祉施設	ハローワーク	その他			合計	年金説明会、セミナー			出張年金相談	納付相談会等	案内状 発送件数	保険料 収納件数	各種申請書 受理件数	
					地域展開	年金委員	事務所		その他	大学、専門 学校等	高校						事業所等
北海道	18回	30回	0回	10回	1回	12回	3回	8回	82回	367人	0人	384人	117人	346人	2,791件	0件	141件
東北	85回	28回	1回	6回	0回	20回	2回	23回	165回	180人	52人	338人	933人	382人	15,879件	9件	202件
北関東・信越	20回	43回	0回	0回	0回	14回	20回	17回	114回	884人	523人	155人	282人	323人	12,725件	60件	380件
南関東	21回	61回	0回	13回	0回	9回	7回	19回	130回	606人	1,569人	790人	676人	1,081人	2,474件	25件	475件
中部	25回	56回	0回	0回	1回	18回	31回	24回	155回	549人	667人	407人	759人	330人	19,891件	2件	325件
近畿	27回	33回	1回	15回	0回	12回	7回	7回	102回	407人	1,249人	0人	600人	295人	10,296件	20件	80件
中国	34回	73回	2回	10回	0回	21回	1回	14回	155回	529人	1,017人	108人	518人	650人	661件	0件	118件
四国	46回	18回	0回	0回	0回	15回	12回	12回	103回	528人	0人	160人	493人	86人	6,743件	0件	91件
九州	52回	53回	0回	6回	1回	28回	23回	25回	188回	647人	74人	464人	646人	853人	15,255件	12件	439件
合計	328回	395回	4回	60回	3回	149回	106回	149回	1194回	4,697人	5,151人	2,806人	5,024人	4,346人	86,715件	128件	2,251件

## 項目に関する注意事項

- ・1日の実施を1回として集計しています。(同じ取組でも2日間実施した場合は、「2回」)
- ・「実施回数」欄の「大学等」には、高校での年金セミナーや教職員向け説明会の実施も含まれています。
- ・「福祉施設」は、老人ホームで実施した回数です。
- ・「その他」の「地域展開」は、運営調整会議と事務所モニター会議の開催回数です。
- ・「その他」の「年金委員」は、職種別および地域別年金委員を対象とした研修会の開催回数です。
- ・「その他」の「事務所」は、年金事務所内で年金相談や納付相談会を開催した回数です。
- ・「その他」の「その他」は、年金事務所以外(商業施設、自治体施設、公民館、産業会館、文化会館、文化センター、事務所、商工会議所、農協、漁協、刑務所、少年院など)で年金相談や納付相談会を開催した回数です。

## 集計に関する注意事項

- ・大学等でのパンフレット配布や設置依頼の取組については、実施回数は計上しているが、配布枚数は参加者数に計上していません。
- ・「地域展開」と「年金委員」については、参加者数に計上していません。
- ・複数事務所が共催して実施した取組については、一共催一回として計上していません。(重複して計上していません。)

## 年金委員の概要

- 年金委員は、日本年金機構法第30条第1項に基づき厚生労働大臣が委嘱する。

＜日本年金機構法 第30条第1項＞

厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる。

- 年金委員は政府管掌年金事業の適用・給付・保険料などについて、会社や地域において積極的に啓発、相談、助言などの活動を行う。
- 活動区分により「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に厚生年金保険の適用事業所内、「地域型」は自治会などの地域において活動する。
- ボランティアの委員であり報酬は支払っていない。

(参考) 年金委員委嘱者数 (平成25年3月31日時点)

「職域型」年金委員 118,166人

「地域型」年金委員 4,396人

---

合 計 122,562人

# 「社会保障の教育推進に関する検討会」

社会保障の教育推進に関する検討会開催要綱

## 資料1

(別紙)

### 1. 目的

現在進められている社会保障・税一体改革においては、将来世代にも配慮する社会保障制度への転換を進めており、また、これらの改革により必要となる社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収を主要財源とするとされているところである。

本改革は、国民の理解と協力を得ながら進めることとされており、特に、次世代の主役となるべき生徒・児童には、社会保障について、給付と負担の構造を含め、その意義を理解してもらうとともに、当事者意識を持って捉え・考えてもらうことが重要である。

こうした観点から、学識経験者及び関係団体の有識者による検討会を開催し、主に以下3点の実行により、社会保障に関する教育推進の機運を盛り上げるとともに、継続的・全国的に社会保障の教育が推進される環境作りに役立てることを目的とする。



- 社会保障に関して、小中高それぞれのレベルで理解してもらおうべき内容・知識を整理する。
- 教育現場で役に立つ副教材（パンフレット）を作成する。
- その他、社会保障教育の推進に資する事項について検討する。

### 2. 構成員

- (1) 本検討会は、厚生労働省政策統括官（社会保障担当）が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 本検討会の参集者は、学識経験者及び関係団体の有識者とし、別紙に掲げる者とする。
- (3) 本検討会の参集者のうち1名を座長として、厚生労働省政策統括官（社会保障担当）が指名する。
- (4) 本検討会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### 3. 運営方法

- (1) 本検討会の議事については、別に本検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会において定める。

「社会保障の教育推進に関する検討会」参集者  
(五十音順、敬称略)

大杉 昭英 岐阜大学教育学部教授

梶ヶ谷 穰 神奈川県立海老名高等学校教諭

権丈 善一 慶應義塾大学商学部教授

広井 良典 千葉大学法経学部教授

細野 真宏 (株)アーク・プロモーション代表

前田 昭博 全国社会保険労務士会連合会理事

増田 コリヤ 教育ジャーナリスト・明治学院高等学校講師

宮台 真司 首都大学東京都市教養学部教授

宮本 太郎 北海道大学公共政策大学院法学研究科教授

## 「社会保障の教育推進に関する検討会」における議論の内容

### ■ 開催実績および議論内容

- 【第1回 平成23年10月11日】
  - 趣旨説明と今後の議論の進め方
- 【第2回 平成23年12月26日】
  - 有識者からのヒアリング
- 【第3回 平成24年2月22日】
  - これまでの議論と今後の方向性について
  - 教材案について
  - 社会保障に対する正確な理解について
- 【第4回 平成24年3月23日】
  - 教材案について
  - 社会保障に対する正確な理解について
- 【第5回 平成24年8月24日】
  - 教材の公開について
  - 地域社会保障教育推進事業について
  - 「年金」を題材とする教材について
- 【第6回 平成24年11月21日】
  - 年金に関するワークシートについて
  - 社会保障の概念整理のためのワークシートについて
- 【第7回 平成25年4月25日】
  - 地域社会保障教育推進事業の実施報告について
  - 高等学校教諭へのヒアリング結果について
  - 今後、検討会として取り組むべきことについて
  - 細野委員による年金教材の企画・制作について
- 【第8回 平成25年9月12日】
  - 教材案について
  - 地域社会保障教育推進事業（モデル授業）の実施について

# 社会保障を教える際に重点とすべき学習項目

社会保障の理念・内容・課題に絞り込み、主な学習項目の案を列挙

## 社会保障の理念

- 日本の社会保障の考え方を理解する
- 社会がどう成り立ち、社会保障がどう関わっているのかを理解する

### ○リスクと自立と社会保障制度

- 人生を生きていく上では様々なリスクがあること
- やむを得ない理由で様々な助けを必要としている人々がいること
- 誰もが助けを必要とする状態になる可能性があること
- 自立した生活を支援するために、社会保障制度があること
- 日本では全ての国民に人間として最低限度の生活が保障されていること。そのための制度が社会保障であること

### ○日本の社会保障制度の考え方

- 日本の社会保障は「社会保険」が中心で、他に社会福祉、公的扶助、公衆衛生があること
- それぞれの財源は、税や社会保険料（と自己負担）で賄われていること（可能であれば税と社会保険料の連立）
- 社会保険の受給は社会保険料の納付が原則であること
- 社会保険制度は一人ひとりが支えていかねばならないものであること
- 社会保険制度は、市場経済だけでは果たせない社会の安定等の目的を達成するために所得再分配を行っていること
- 社会保険制度はその所得再分配機能を通じて対象者個人の生活を守っているだけでなく、経済・社会の安定・活性化にも役立っていること
- 社会保険制度は国ごとに大きく異なり、その国の社会のあり方を映し出していること

## 社会保障の内容

- 社会保障を中心に、それぞれの制度の概要と意義・必要性とをセットで理解する

少なくとも1つの制度を題材として、公的な保険制度の意義や役割※、そして制度の概要について学習してもらおう

- ※強制加入によって多くの人が保障の対象となり社会全体の安定に繋がっていること
- ※各制度とも様々な支え合い（現役世代から高齢世代へ、健康な人からそうでない人へ、所得の高い人から低い人へ）によって成り立っていること

### 例：公的年金

#### ○公的年金の意義

- 公的年金は長生きリスク・インフレリスクへの対策であること、また、障害を負った時や死亡した際に遺族がいる時の保障であること
- 仕送り方式で、扶養を社会化した制度であること
- 高齢者の生活の基礎を支え、経済を支えていること

#### ○公的年金のしくみ

- 皆年金、20歳で加入、遺族・障害年金、納付特例制度（学生や所得の低い人の保険料支払いを猶予したり免除したりする制度）
- 高齢化への対応（基礎年金の半分が税金、5年ごとの財政状況チェック）
- 未納・未加入は障害・遺族年金を受け取ることができないこと

### 例：医療保険

#### ○医療保険の意義

- 病気・ケガ時のリスクを保障するものであること
- 個人々のリスクの大きさにかかわらず、誰もが加入できる仕組みとなっていること

#### ○医療保険のしくみ

- 国民皆保険、3割負担、高額療養費制度（月ごとの医療費の自己負担額が一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度）
- 諸外国との比較

## 社会保障の課題

- 社会保障制度が前提としている社会の現状と課題、それに対応するため進められている施策の方向性など大きな枠組みを理解する

### ○社会保障を取り巻く現状と課題

- 少子高齢化や非正規雇用の増加をはじめとする社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度にも様々な課題が生じていること
- 「社会保障制度の中身」と「負担と給付」について、見直しが必要となっていること

### ○進められている施策の方向性

- 誰もが参加できる活力のある社会、子どもを生き育てやすい社会を作っていくことが重要であること

## 「公的年金」ワークシート 活用マニュアル(解答例とねらい)

### この教材のねらい

この教材は、社会保障の中の「公的年金制度」をテーマに、幅広い議論が展開できるように作成しています。教材は「ワークシート」2枚と「ファクトシート」3枚からなっており、ワークシートに沿って学習を進めながら、適宜ファクトシートを参照することで、議論をより深いものにすることを目指しています。

公的年金制度については、その財源の調達方法や給付の水準などについて世界でも様々な考え方があり、各国によって内容は様々です。個人個人の老後の生活設計だけでなく、国の社会経済にも大きな影響を与える公的年金制度は、その国の社会・生活に対する価値観を反映したもので、ということができます。

従って、設問については、一つの「正しい解答」があるものばかりではありません。

学習を進めるにあたっては、

生徒に自由に意見を発表させたり、議論させたりして、主体的に考えさせることに重点を置いたものになるように、

また、指導者も自説を押しつけることなく、ともに議論を深めるようなスタンスで取り組んでいただくようお願いします。

この教材を通じた学習が、公的年金のあり方や、保険料を納める意味、少子高齢化への対応などについて、自ら考えるきっかけとなり、社会の一員としての自覚を身に付けることにつながれば、大きな成果であると考えられます。

### 学習指導要領との関係

このマニュアルに沿った学習は、公民科・家庭科の教科目標達成に資するものと考えられます。

(公民科の教科目標)

「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」

(家庭科の教科目標)

「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」

# 1 公的年金制度は、なんのためにあるんだろ？

## おじいちゃん・おばあちゃんの公的年金

(1) 自分のおじいちゃん・おばあちゃんが、月々どれくらい公的年金をもらっているか知っていますか？ 知っている場合は金額を書いてみましょう。

( 知っている ・ 知らない ) 月々 ( ) 円くらい

・基礎年金：約6万6千円 厚生年金：約16万5千円 (平均月収36万円の場合)

(2) もしも、公的年金がなかったら、①おじいちゃん・おばあちゃんの暮らしと、②自分の暮らしにどのような影響があるか想像してみましょう。

① 生活費がなくなつて、欲しいものや必要なものが買えないかもしれない

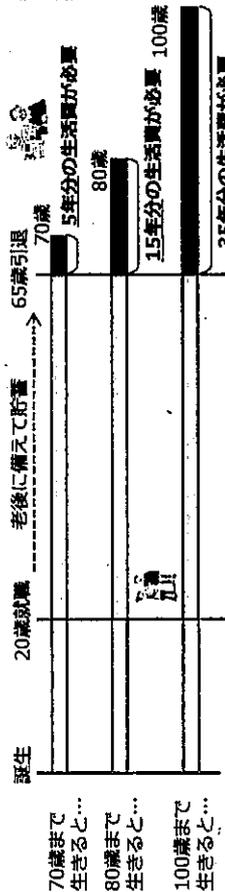
② 家族が仕送りをしたり、同居して世話をする必要が出てくる。  
・収入のない親の面倒をみるために転職や引越しも必要になる場合もある。

## 長生きしたら...

(3) 公的年金も、子どもからの仕送りもなく、老後に備えて貯蓄しないといけないとします。あなたなら、何年分の生活費を現役時代に貯蓄すれば、老後に安心して暮らせると思いますか。下の図を見ながら考えてみましょう。

( ) 年分の生活費

仮に、65歳で引退して70歳まで生きると、老後に備えて70-65=5年分の生活費を貯蓄しておく必要があります。80歳までだと15年分、100歳までだと35年分必要です。



(4) ただ、現実的な問題として、(3)のように自分が何歳まで生きるか予想できません。下の会話を見て、貯蓄と比べて公的年金の良いところは何か考えてみましょう。

### 【ファクトシート②の左上参照】

現役時代に貯蓄して老後の生活費を賄うためには、自分が何歳まで生きるか予想できないため、実際に必要となる生活費よりかなり多めに蓄える必要がある。一方で、公的年金ならば、亡くなるまで年金給付を受けることができるため、たとえ長生きしたとしても、安心して老後の生活を送ることができる。

大丈夫、生活費を10年分くらい貯蓄すれば老後は安心だね。  
でも、長生きしたらどうしよう...? たくさん貯蓄しても、老後は収入がないから、お金がどんどん減っていくことを考えると不安だね。

## ねらいと解説

### おじいちゃん・おばあちゃんの公的年金

- 1 (1) ★ねらい  
導入として、おじいちゃん・おばあちゃんが仕事を引退しているにもかかわらず生活ができてきているのは「公的年金をもらっている」ためであるということを確認してもらおう。この時点では、必ずしもいくら公的年金をもらっているかということとは知らなくてもよい。  
(参考)  
・基礎年金：約6万6千円 (保険料を40年間納めた場合の満額)  
・厚生年金：約16万5千円 (現役時代の平均月収36万円の場合)  
※ 基礎年金は定額だが、厚生年金は給料が高いと給付額も高くなる。
- 1 (2) ★ねらい  
もしも公的年金がなければ、おじいちゃん・おばあちゃんの生活が困るだけでなく、自分たち若者も、親世代を養わないといけないことになることを理解する。(公的年金は、高齢者のためだけでなく、現役世代のためにもあり、世代と世代の支え合いの仕組み。)

### 長生きしたら...

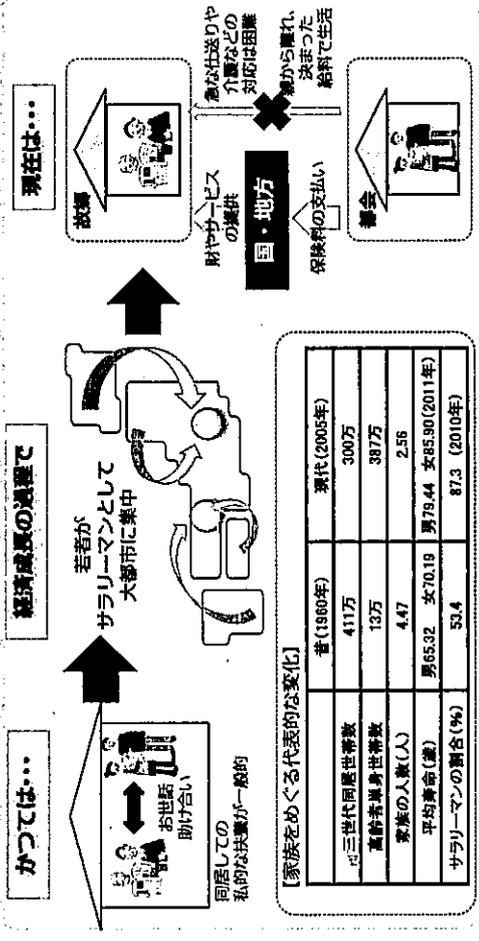
- 1 (3) ★ねらい  
もしも、「公的年金」も「子どもからの仕送り」もなければ、働いている間に老後に必要な生活費を貯蓄しなければならぬことを理解する。  
また、自分が何歳まで生きるかは予測できないため、個人でそれを貯蓄することは困難であることを理解する。  
★解説  
(亡くなる年齢 - 仕事から引退する年齢) 年分の生活費が必要となる。  
長生きすれば、その分だけ老後の生活費がかかるため、何才まで生きるか考えることによって、回答が異なることになる。  
(参考1)  
・平均寿命：男性約79才、女性約86才 (2011年、厚生労働省)  
・65才からの平均余命：男性約19年、女性約24年 (2011年、厚生労働省)  
(参考2)  
・老後1ヶ月の生活費：60代世帯で約30万円、70代世帯で約22万円 (2011年総務省統計局 家計調査より推計)
- 1 (4) ★ねらい  
貯蓄にはない公的年金のメリットの1つとして、「長生きに備えることができる」という点を理解する。  
★解説  
1 (4) では、自分の寿命を仮定して、何年分の生活費が必要か計算したが、実際には、自分が何才まで生きるかはわからない。現代は、100才まで生きるのも珍しくない時代。もしかしたら、長生きして、老後の生活費が多くなってしまうかもしれない。  
公的年金なら、亡くなるまで受け取ることのできる (終身で保障されている) ため、こうした「長生きのリスク」に対応することができる。

## 50年先の「お金」の価値

- (5) 20歳から老後に備えて貯蓄を始めると、貯めたお金を使うのは約50年先になります。④50年前と比べてお金の「価値」がどのように変わったか、また、②公的年金はどのように対応してきたかを考えてみましょう。【ファクトシート②の左下】参照
- 老後に備えて若い頃にお金を貯蓄したとしても、
    - ・50年前に比べて、現在の物価（物の値段）は（高いため・低いため）、
    - ・50年前に貯蓄したお金の価値は、現在では（上がって下がって）しまっている。
  - 一方、公的年金の場合は、物価の上昇などに応じて、基本的に年金額は、（増える・減る）仕組みとなっており、年金額の実質的な価値を保障している。

## 公的年金制度ができたのはなぜ？

- (6) あなたはもうすぐ公的年金の保険料を払うことになりませんが、その保険料は何に使用されることになるでしょうか。【ファクトシート④の右上】参照
- （自分の老後のために積み立てられる 今の高齢者の年金になる）
- (7) 以下のイラストから、歴史的に公的年金制度がどんな背景で整備されてきたのかを読み取って、説明してみましょう。【ファクトシート④の右上】参照



かつては、昔は親と同居して農業や自営業と一緒に営む人が多く、自分で親を養っていた。現代は、都市で会社勤めをして親と別居する人が多くなり、平均寿命も長くなったため、親を養うための費用が大きくなってきており、自分で親を養うことが難しくなっている。こういった社会の変化の中で、社会全体で高齢者を支える公的年金制度が整備されてきた。

## まとめ

- (8) ここまでを振り返って、公的年金制度はどうして必要なのか考えてみよう。
- ・長生きのリスクに対応できること (3) (4)
  - ・経済状況（物価や賃金など）の変動に対応できること (5) など
  - ・現代では、自分の親を養うことが困難になっていること (7)。

## ねらいと解説

### 50年先の「お金」の価値

1 (5) ★ねらい  
貯蓄にはない公的年金のもう1つのメリットとして、「インフレなどに対応できる」という点があることを理解する。

★解説  
ファクトシート②の左下の通り、50年前に比べて物価（物の値段）は上がっている。（たとえば、ばがき1枚は、50年前なら5円、現在は50円。仮に、50年前に「100円」を持っていけば「20枚」買えるが、現在はなら「2枚」しか買うことができない。）若い頃に貯蓄したとしても、年をとった時に物価が上がっていれば、そのお金の価値が「目減り」してしまう可能性もある。

公的年金なら、こうした「物価上昇（インフレ）のリスク」のリスクにも対応できる。具体的には、物価が上昇すれば、それに応じて年金額も増額する仕組み（物価スライド）となっている※。実際、1970年代の石油ショックの際も、物価スライドにより、年金額の実質的な価値が保たれている。

※ 2004年以降、少子高齢化に対応して、現役世代の負担能力に見合うよう、年金額が自動的に調整される仕組みが導入されており、物価や賃金の伸びと比べ、年金額の伸びは抑えられる仕組みとなっている。

### 公的年金制度ができたのはなぜ？

1 (6) ★ねらい  
公的年金の保険料は自分の老後のために積み立てられているのではなく、その時々の高齢者の公的年金の支払いに充てられていること（世代間扶養）を理解する。

1 (7) ★ねらい  
公的年金は、昔は「個々人で自分の親を養っていた」のを、核家族化や都市化などを背景に、徐々に「社会全体で高齢者を養う仕組み」として整備されてきたものであることを理解する。

★解説  
かつては、昔は親と同居して農業や自営業と一緒に営む人が多く、親から家・土地などの生活手段や、農地・お店といった生産手段を譲ってもらった中で、個々人で親を養っていた。

現代は、都市で会社勤めをして親と別居する人が多くなり、平均寿命も長くなったため、親を養うための費用が大きくなってきている。また、産業化により、親のもつ生産手段に縛られずに仕事を求める者も多くなってきている。こういった社会の変化の中で、「個々人で親を支える」ということが難しくなってきたため、「社会全体で高齢者を支える」公的年金制度が整備されてきた。

### まとめ

1 (8) ★ねらい  
ここまで学習したこと（なぜ公的年金制度が必要か）についてまとめてもらう。

★解説  
・公的年金なら、個人の貯蓄や、民間の年金保険では実現が困難な、  
・長生きリスクへの対応（終身保障）が可能  
・物価や賃金の変動への対応が可能（物価スライド、賃金スライド）  
などのメリットを持っていること。  
・また、もし公的年金がなければ、自分で親や祖父母を養わなければならないということ（また現代ではそれが困難なこと）を総括できればよい。

## 2 「私たちの世代」の公的年金を考えよう

### 「公的年金」に対する私たちのイメージ

(1) あなたは公的年金制度にどんなイメージを持っていますか？年金は50年後、あなたの老後の支えになってくれると思いますか？またその理由は？周りの人にも意見を聞いてみよう。

- ・自由に公的年金制度に対するイメージを書いてもらう。
- ・周りの人の意見も聴いてもらう。

### 「保険料を払わない」ってどういうことだろう？

(2) もし、公的年金の保険料を払わないとすると、以下の場合、どうなるのでしょうか。

- 65才で、仕事から引退した場合、( 老齢年金を受け取ることができない )
- 25才で、交通事故にあって、重い障害が残った場合 ( 障害年金を受け取ることができない )
- 30才で、一家の稼ぎ手として働いているときに、子どもを残して亡くなった場合  
残された夫や妻は、( 遺族年金を受け取ることができない )

(3) あなたはもうすぐ公的年金に加入することになりますが、きちんと保険料を払いますか、できれば払いたくないと思いませんか、または、それはなぜですか (国民年金保険料月額15,000円/月)。

( 払う ・ 払わない )

理由 ・ 自由に思ったことを書いてもらう。

(4) あなたのまわりで、下のような理由で、国民年金の保険料を払わない人がいます。それぞれの理由に対して、あなたは、どのように声をかけますか？

【ファクトシート①の右下】参照



- 結局、保険料を払っても、将来、公的年金は受け取れないんですよ。保険料を払っても、損をするんじゃない？

公的年金は、長生きしたり、障害を負ったりする「リスク」に備えるもので、そもそも「損得」で考えるものじゃないんじゃないかな。  
公的年金の費用の一部には税金が入っているし、保険料を払わなくても公的年金ももらえなくなると、公的年金の税金に見合う給付分も受け取れなくなってしまうよ。  
国が一生生涯給付を保障してくれる安心感は、数字では表せないものだと思うよ。



- 保険料を払いたんだけど、経済的に苦しくて払えないよ。公的年金を受け取るためには、どうしたらいいのかな？

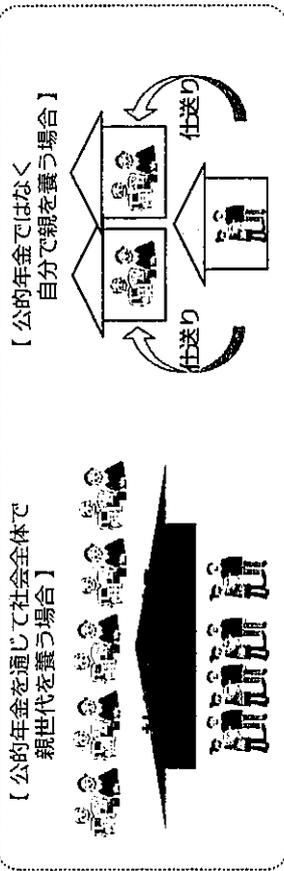
お金がなくって保険料を払えないなら、保険料の免除をしたらいいんじゃないかな。学生なら学生納付猶予というのがあって、働き始めてから保険料を払うこともできるよ。

## ねらいと解説

2 (1)	★ねらい 公的年金のイメージについて、自由に書いてもらう。若者と高齢者、男性と女性などで回答に違いがあるか考えてみるのもよい。
2 (2)	★ねらい 「保険料を払わない」期間が長くなった場合※、高齢になったとき、思わぬ事故や病気で障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときに「公的年金をもらえなくなる」ことを理解する (個々人の負担と給付の関係)。 (みんなが支えあうしくみであるからこそ、自分だけが協力しないで権利を得ることはできないことになっている。) 逆に、しっかりと保険料を納めていけば、高齢になったときだけでなく、障害の場合や遺族を残してしまっただけでなく、公的年金の保険料を払うことは法律上の義務となっているが、保険料を払わなかったとしても、たちに公的年金を受け取れなくなる訳ではない。 たとえば、20才～60才の40年中原則25年間保険料を納めるか、免除を受けることが、老齢基礎年金を受け取る要件となっている。(もちろん、40年間保険料を納めることが原則であるため、25年間しか保険料を納めない場合、受け取る年金額は、「満額 (66,000円/月) × 25/40」となってしまう。)
2 (3)	★ねらい 「保険料を払わない」ことによるデメリットを理解した上で、国民年金保険料を払うかについて、自由に書いてもらう。
2 (4) ＜補説＞	★ねらい 保険料の「払い損」という言論について考えてみることで、「リスクに備える」という保険の考え方を理解する。 ★解説 公的年金は、長生きや障害を負うリスクに対応するものであり、個々人の保険料と年金額を比べて「損か得か」という話ではない。たとえば、長生きしたり、障害にあったりした場合は、生涯受け取る年金額は多くなるが、これが果たして「得」と言えるだろうか考えてみるのもよい。 現役時代に保険料を払わなかった場合でも、基本的に税金は負担している。このため、保険料を払わないことは、公的年金に含まれる税金に見合う給付分 (基礎年金の半分) も受け取れないことになるとも言える。
2 (4) ＜補説＞	★ねらい 経済的に苦しく保険料を払えない場合に、免除制度や猶予制度という手段があることを知る。 ★解説 経済的に苦しく保険料が払えない場合には、保険料の免除制度を利用することができ (所得に応じて、全額免除の他、4分の1、2分の1、4分の3の免除がある) 。免除が認められれば、老後は公的年金のうち税金に見合う給付分は受け取ることができる。 一方、学生や若年者で保険料を払えない場合には、保険料の猶予制度を利用することができる。こちらは、免除制度と異なり、後から保険料を納めること (追納) が前提となっており、追納しなければ老後に公的年金を受け取ることができない。様々な方法で保険料を納めやすい仕組みになっており、保険料を納める義務は果たせるようになってきているため、保険料の未納にはならないようにしてあげたい。

## 「私たちの世代」の公的年金を考えよう

- (5) 少子高齢化が進む中で今後の公的年金制度の在り方を考えてみましょう。  
 【ワークシート①の右】参照
- 今後「少子高齢化が進む」ということは、[公的年金を通じて社会全体で親世代を養う場合]も[公的年金ではなく自分で親を養う場合]のいずれにしても、  
 ・生まれてくる子ども[兄弟姉妹]の数が(少なくなり)・多くなり)  
 ・1人の子どもが養わなければならない親の数は、(少なくなる)・多くなる



- (6) 少子高齢化が進む中では「若後世代の安定」と「若年世代の負担」の両方への配慮が必要になります。子ども、親はどうすればいいと思いますか?  
 【ワークシート②の右】参照
- 子どもは、できる限り親の生活が不安定にならないよう、無理のない範囲で保険料[又は仕送り]を(増やす)・減らす・払うのを止める)。
  - 親は、子どもの負担が重くなりすぎないよう、年金給付[又は仕送り]を(たくさん求める)・(少し我慢する)。

- (7) 少子高齢化に対応して、公的年金制度にどのような仕組みが組み込まれているか、調べてみましょう。【ワークシート③の右】参照
- 将来、高齢者の割合が増えるため、若者が負担する保険料は今よりも少し上がる。  
 (厚生年金: 16.8%→18.3%、国民年金: 15,040円→16,900円(平成16年度価格)しかし、それ以上は上げないよう、次のような対策がとられている。
- ① 平成21年度から、基礎年金に税財源が2分の1投入されることになった。
  - ② 年金給付は、少子高齢化に対応して、年金額を調整する仕組みになっている。

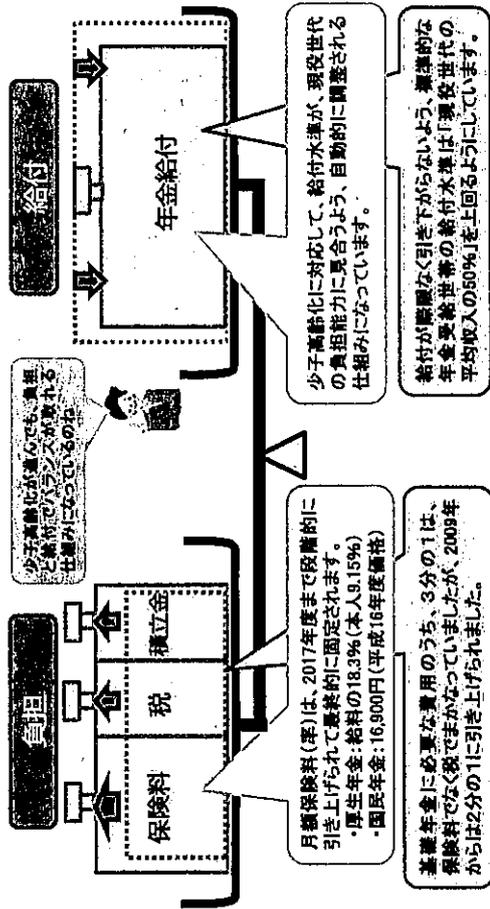
- (8) 高校を卒業して就職すれば厚生年金に加入することになります。また、大学に進学しても、20歳になれば国民年金に加入することになります。今後、あなたは公的年金とどのように関わっていくかと思いませんか?
- ・ワークシート・ファクトシートを踏まえて思ったことを自由に書いてもらおう。



> 日本の公的年金制度は「国民皆年金」。全員が加入して、一生潤々たる生活を送ることができるように、公的年金制度を目標とするために、私たちにできることを考えてみましょう。

## ねらいと解説

2 (5) (6)	★ねらい 「少子高齢化の中で公的年金の負担と給付のあり方」について、「公的年金ではなく自分で親を養う場合」と比較して考えてみる。 公的年金制度があるとならうと少子高齢化の下で支え手の負担が重くなることは同じ。そうした中で、国はどんな対応策があるのかを考えてみる。
2 (7)	★ねらい 少子高齢化に対応した公的年金制度の仕組みを調べ、「現役世代の負担」と「高齢世代の給付」のバランスをどのようにとっていかばよいかについて、考えを深める。細かい仕組みを知ることよりも、負担と給付の考え方の理解に重点を置くようにする。 ★解説 現在の公的年金制度は、少子高齢化の中でも、現役世代の保険料の負担が重くなりすぎないようにしています。具体的には、現役世代の支払う国民年金や厚生年金の保険料に上限を設けている(平成29年度以降、国民年金 月16,900円、厚生年金18.3%) 「負担」と「給付」のバランスを図りつつも、これ以上の保険料を上げないよう、「負担」の面では、基礎年金に税財源が2分の1投入されることになり、これまで積み立てられてきた積立金も今後は取り崩していく計画になっている。 また、「給付」の面では、少子高齢化に対応して、年金額が自動的に調整されるような仕組みになっている(下図参照)。 公的年金制度は現役世代が負担した保険料や税などを高齢世代に分配して、過ぎない仕組みであり、少子高齢化が進むと制度がもたないといったものではない。少子高齢化の下で、いかにして支え手を増やし、支えられる者を減らしていくのか、様々な取り組みを行っていくことが大切。



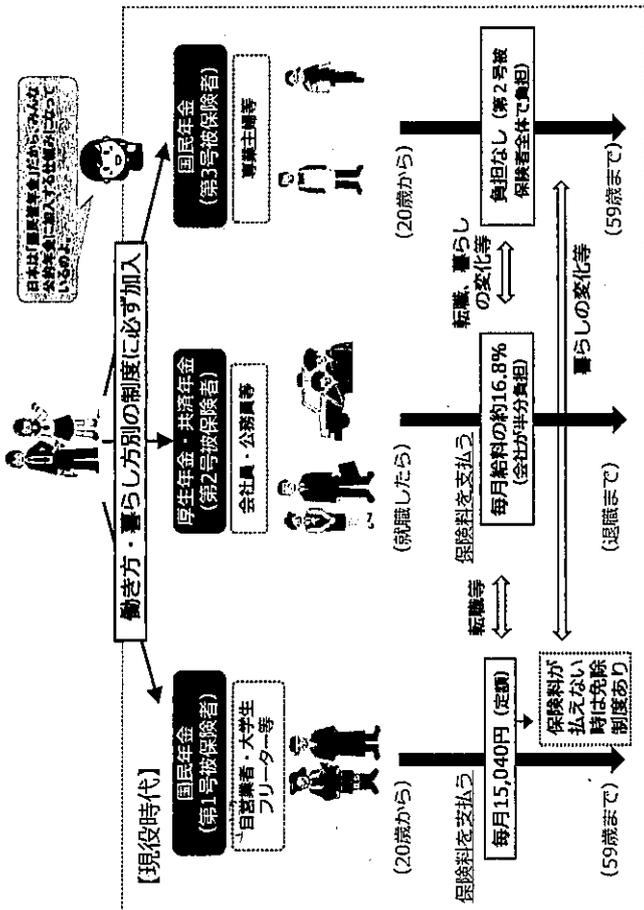
- 2 (8)
- ★ねらい  
これまでの学んだことを総括してもらおう。(公的年金制度に対するイメージの変化や感想などもよい)

# 公的年金制度をより理解するためのブックシート① = 正確な議論のために

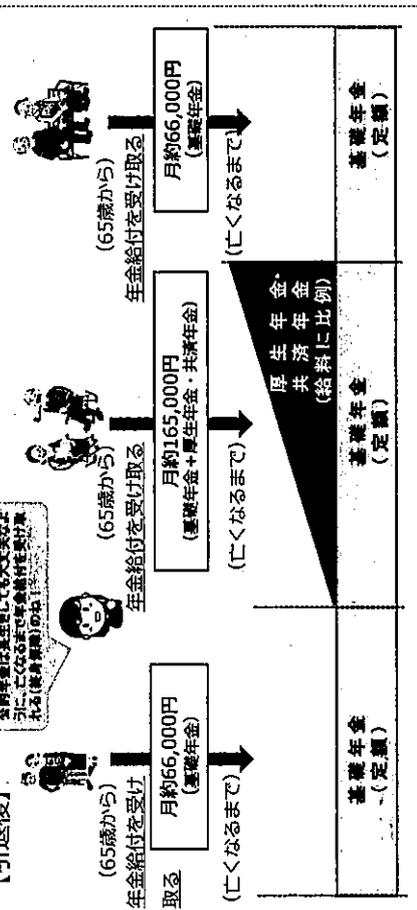
## 1. 公的年金制度の全体像

いつからいくら払って、どんな時にいくら受け取るのか、概要をつかみましょう。

公的年金制度の全体像(最新は2013年4月現在)



## 【引退後】



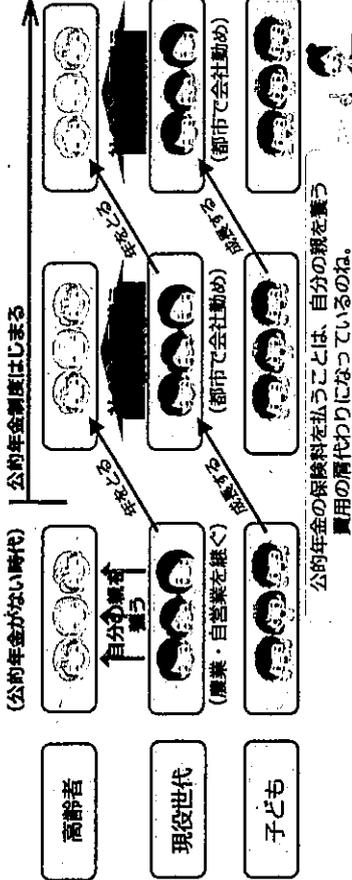
③ 障害を負って働けなくなったとき 毎月120,000円 (障害厚生年金1級・子2人の場合)

④ 生計維持者(夫)が亡くなったとき 毎月178,000円 (遺族基礎年金+遺族厚生年金・子2人の場合)

(夫の平均月収が36万円の場合)

## 2. 公的年金制度の理念

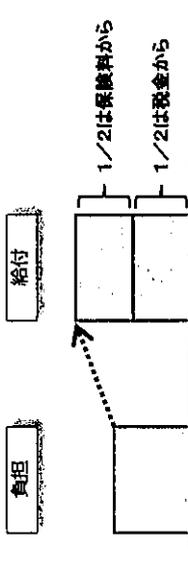
公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の年金給付をまかなうという「世代と世代の支え合い(世代間扶養)」が基本になっています。公的年金がなかった昔は、家族が同居して自分の額を兼っていましたので、今も昔も、働く現役世代が自分の親世代を支えるという構造は一緒です。都市化や核家族化が進んでいる現在でも、同居していない親の暮らしを支えられるのは公的年金があるからともいえます。こうした公的年金の発展は、先進各国に共通してみられます。



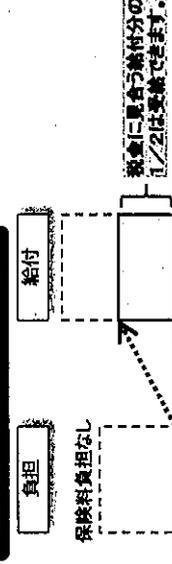
## 3. 公的年金の負担と給付

基礎年金の半分は税金から払われます。また、厚生年金の保険料は非専業主婦が払います。このように、公的年金は決して「損」なものではありません。保険料を納めず、免除制度も利用していない場合、将来公的年金がもらえなくなってしまう生活に困るだけでなく、税金に見合う給付が受け取れないことにもなることを知っておきましょう。

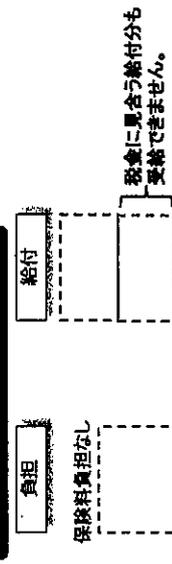
### 【国民年金(基礎年金)の負担と給付】



### 【全額免除の手続きをしていた場合】



### 【未納だった場合】



国民年金は原則1/2が税金でまかなわれています。これは、国民年金には見えない公的年金のメリットです。

国民年金は原則1/2が税金でまかなわれています。これは、国民年金には見えない公的年金のメリットです。

経済的な理由で保険料を支払えなかった場合でも、免除制度を申請し認められれば、税金に見合う給付を受け取ることができます。

どうせ払っても損だと思って払ってないのは、税金に負ける私的年金と同じようなもの...

保険料を払っていないのは、全額免除の人と同じですが、免除の手続きをしていないので、公的年金を受け取ることができません。遺族年金や遺族厚生年金も対象外です。

# 公的年金制度をより理解するためのファクトシート② = 正確な議論のために

## 4. 公的年金の特徴

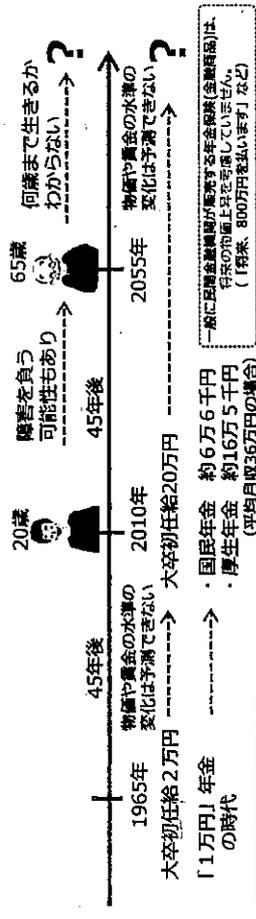
私たちは自分がどれくらい長生きするかわかりません。また、50年後の生活水準を予測することもできません。老後に備えて貯金をすることは大変なことですが、長い人生には、自分1人では対応できないこともあります。公的年金があるのは、こうしたリスクへ社会全体で備える必要があるからです。

### 老後に備えて貯蓄しても...

- 人は、何歳まで生きるとは予測できない。(どれだけ貯蓄をすればよいかわからない)
- 50年後の物価や賃金の変動は予測できない。(貯蓄しても、将来目減りするかもしれない)
- いつ、障害を負ったり、小さな子どもがいる時に配偶者を亡くす(=所得を失う)かわからない。

### 公的年金なら...

- 終身(亡くなるまで)で支給できる
- 累積的な価値を保障された年金給付を受け取れる
- 障害年金・遺族年金を受け取れる



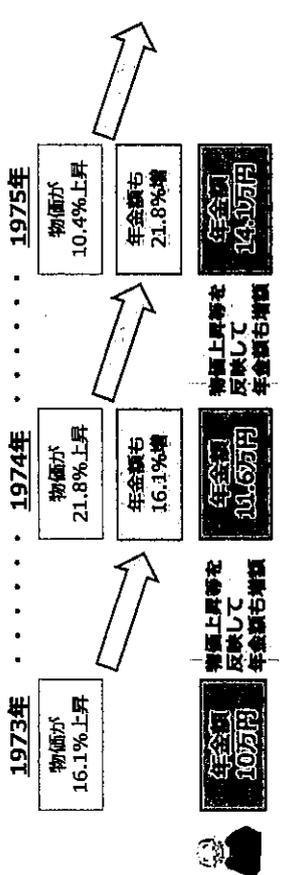
## 昔と今の物価

品名	1965年	2010年	1965年	2010年
鶏肉 1kg	94.9円	438円(4.6倍)	コーヒー(ネスレ)1杯	71.5円 → 411円(5.7倍)
豚肉 100g	71.8円	129円(1.8倍)	私鉄通運 1区間	30円※ → 160円(5.3倍)
牛乳 1本	20円	114円(5.7倍)	タクシー代 初乗 1場	100円 → 710円(7.1倍)
うどん 1杯	53.7円	595円(11.1倍)	はがき 1通	5円 → 50円(10倍)
カレーライス1皿	105円	742円(7.1倍)	ノートブック1冊	30円 → 144円(4.8倍)

※1973年 (出典) 小売物価統計調査

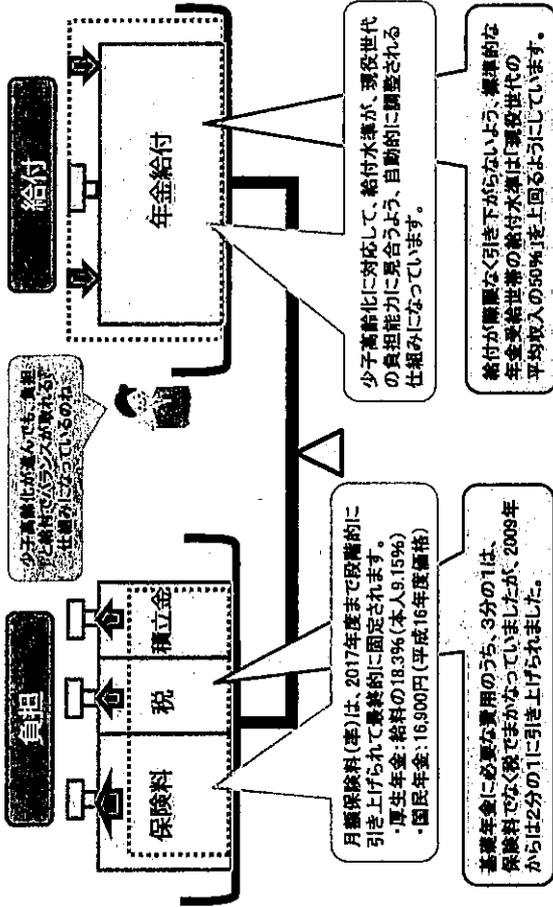
## 「実質的な価値の保障」の例

1973年から数年間、オイルショックと呼ばれる、原油価格高騰による経済混乱(インフレーション)が発生しました。ちょうど1973年、公的年金制度に物価スライド方式(物価の上昇に応じて年金額が増える仕組み)が採用されていたため、年金額の価値が実質的に保障されました。

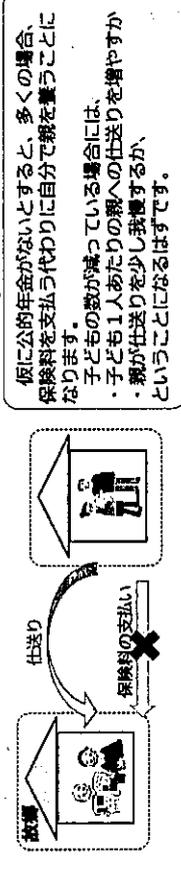


## 5. 少子高齢化への対応

少子高齢化が進むと、公的年金制度を支える現役世代が減っていくため、公的年金制度を維持することができなくなるのではないかと懸念されています。ここでは、既に予測されている少子高齢化を織り込んで、現在の公的年金制度に組み込まれている仕組みを紹介しています。



## 仮に公的年金がないとしても同様のことが起こります。



確かに、子どもが仕送りを止めてしまおう(=保険料を支払わない)とか、親が仕送りを減らさなくなると(=年金給付も減らさなくなる)という

「現役世代の所得の一定割合を高齢者に配る」それが公的年金の仕組みです。だから、経済が成長し、現役世代の所得が上がれば、お年寄りの年金額も増えることになります。多くの人が元気に働ける社会を作れば、公的年金制度という支え合いの輪に参加して、支えてくれる人が増えます。そういう当たり前に思えるようなことをしっかりとやっていく、結局はそれが、少子高齢化を乗り切ることにつながります。

公的年金制度をより理解するためのファクトシート③ = 正確な議論のために

7. 年金受給者の声

年金制度 ～ 親から子への思いやり～  
(日本年金機構 ウェブサイト作品集 平成22年度「わたしの提言」より抜粋)

私が二十歳になる時に、両親から国民年金についての話がありました。短大に入学するに当たって、授業料などだけでなく、毎月の生活費も工面してくれていたのに、「将来満額受け取れないと困るだろうから、上乘せして仕送りするから、きちんと加入しなさい。」との話でした。

素直に手続きを済ませながら、「自分たちが亡くなった後の、私の老後の事まで考えてくれているんだな。」と言葉にしようまく伝えられませんでした。感謝の気持ちでいっぱいになりました。

こんな風に、親からの思いやりの証である年金加入を、子を持つ親となった私たちも、加入の意義をようやく理解したように思います。年金制度は老後のための制度と思いついていた節があります。万が一の際の遺族年金の制度もある事を知りました。

まさか、その数ヶ月後に、「万が一」の出来事が起きるとは夢にも思っていませんでしたが、主人が事故で急逝し、私と子どもが「遺族年金」を受給することになりました。

まだまだ子どもも幼く、遺族年金だけでは決して余裕のある生活は送れませんので、生活に必要な余裕の資金を得るために、一生懸命働いてきました。遺族年金という収入のおかげで、私の収入だけではおぼつかないところを、生活費や、教育資金用にと預金する事ができていたので、とても助かっていました。

現在、失業中なのですが、失業者も猶予を頂けるとのことで、早々に手続きをさせて頂きました。年金制度は、世の中の流れに対して、どうやって猶予を設けたりして、国民が生活していく上で大切な制度なのだと改めて考えさせられました。

国民年金に対しての意識が薄く、あえて加入せずに、猶予の手続きさえしていない方が増えているとのニュースを耳にします。将来老齢年金を受給できず、最終手段としての生活保護を受給する形になってしまっているのではないかと、心配になります。その生活保護も、苦しい中にも払ってきた税金が使われるのですから、年金加入をおろそかにしてしまうと、税金の使い道にも悪影響が出てきているのをとても残念に思っています。国民の生活の思いやりのシステムを、どう周知していくのか、大きな課題だと思います。

いつか、子どもに年金制度の大切さを金銭的うんぬんというお説教じみた話ではなく、「思いやりのシステムなんだよ。」と、しっかり伝えられるといいなと思います。

① 保険料を払い始める時期は？  
卒業して就職する場合 → 勤め先で厚生年金に加入することになります。(給料から天引きされます)  
大学に進学する場合 → 20歳から国民年金に加入することになります。

② どうしても払えない時は？  
国民年金の保険料の納付が免除・猶予される制度があります。ただし、申請が必要です。  
1. 学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。(学生納付特例制度)  
2. 所得が一定額以下の場合に保険料が免除となる制度があります。

③ 保険料を払わない人がどれくらいいるの？

未加入者 92万人	未納者 320万人	免除者 661万人	学特・猶予者 208万人	第1号被保険者(任意加入含む) 1,904万人	第2号被保険者等 3,893万人	第3号被保険者 978万人
				保険料納付者 1,015万人	厚生年金保険 3,451万人	共済組合 442万人
					公的年金加入者 6,784万人	

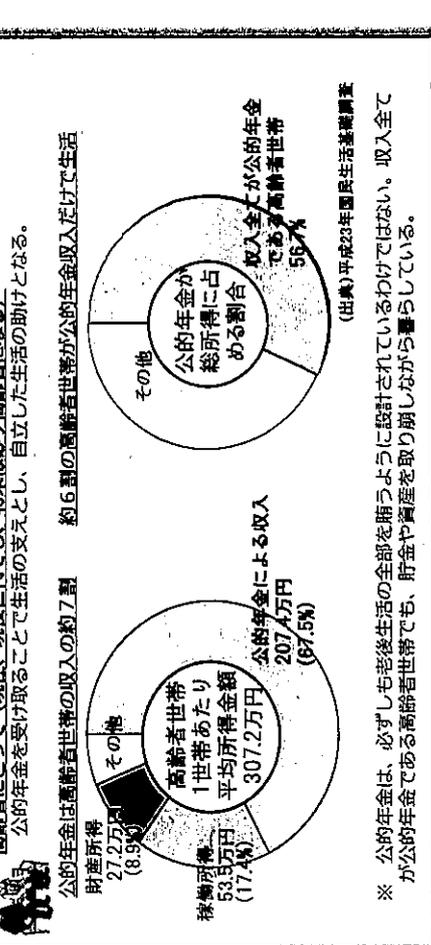
※収入から各種控除した後の所得ベース

【免除の対象となる所得のめやす】(2013年度)

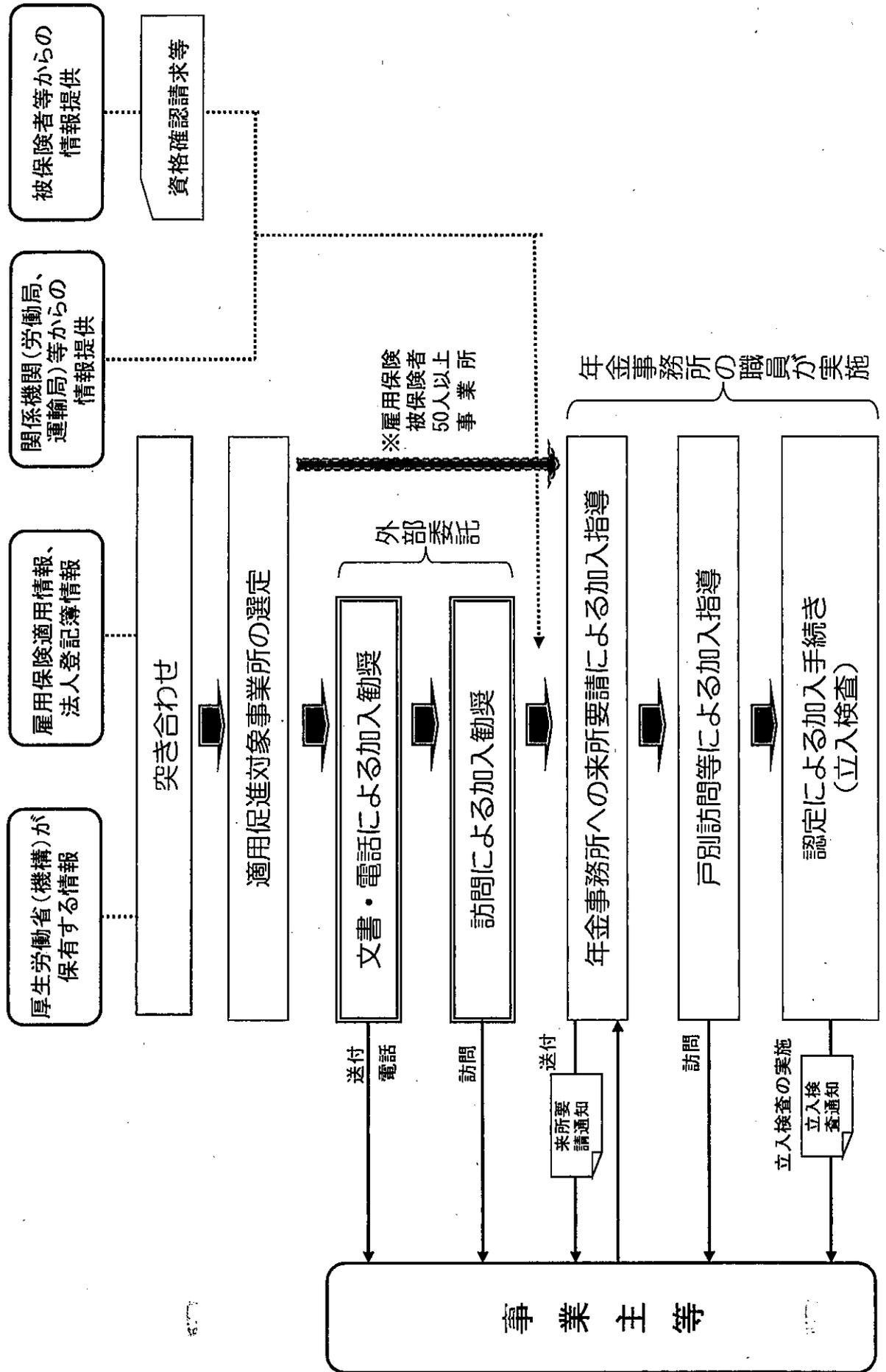
世帯構成	全額免除	3/4免除	半額免除
4人世帯	162万円	230万円	282万円
(夫婦+子2人)	92万円	142万円	195万円
2人世帯	57万円	93万円	141万円
(夫婦のみ)			
単身世帯			

※収入から各種控除した後の所得ベース

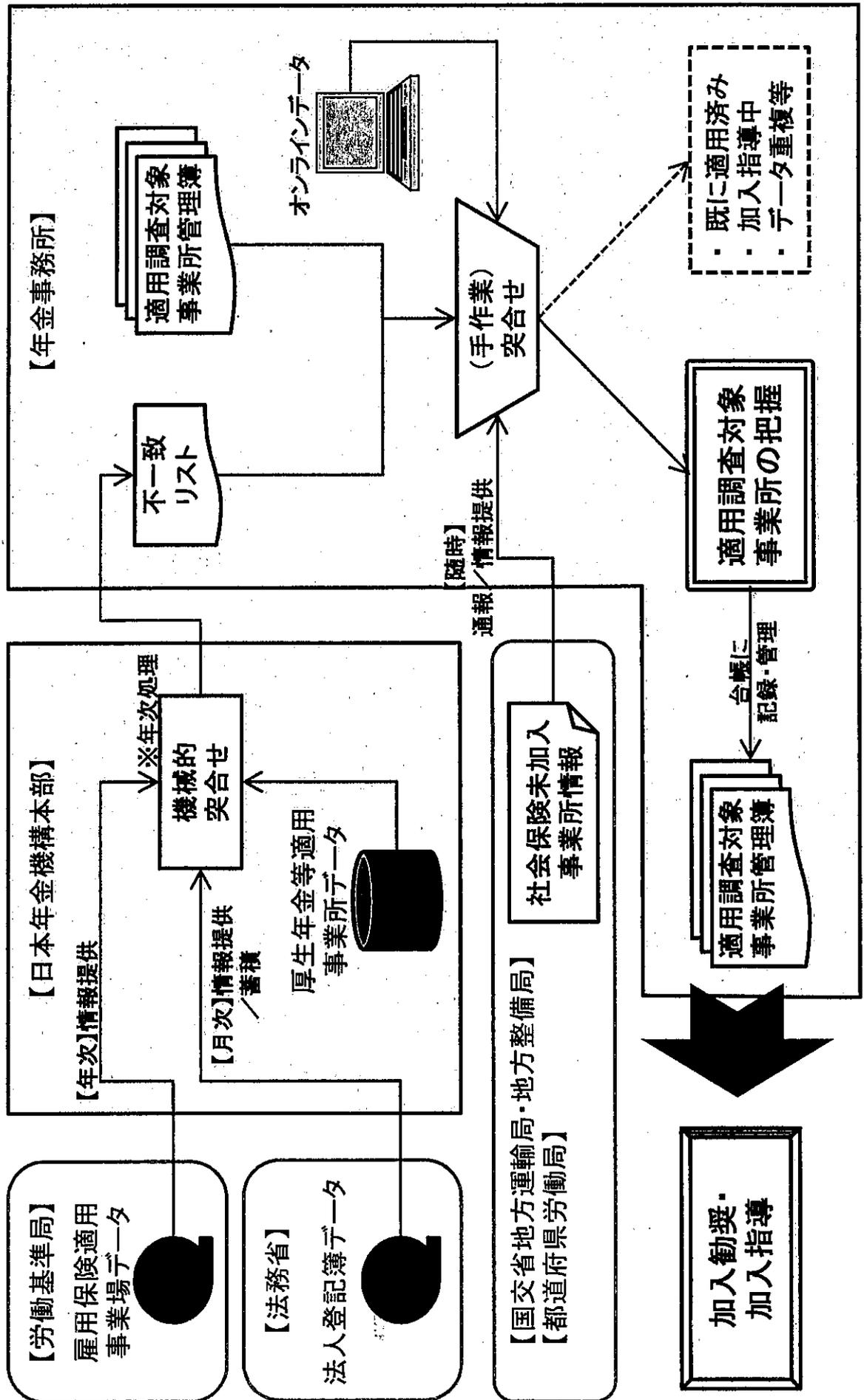
④ 誰のための制度なの？



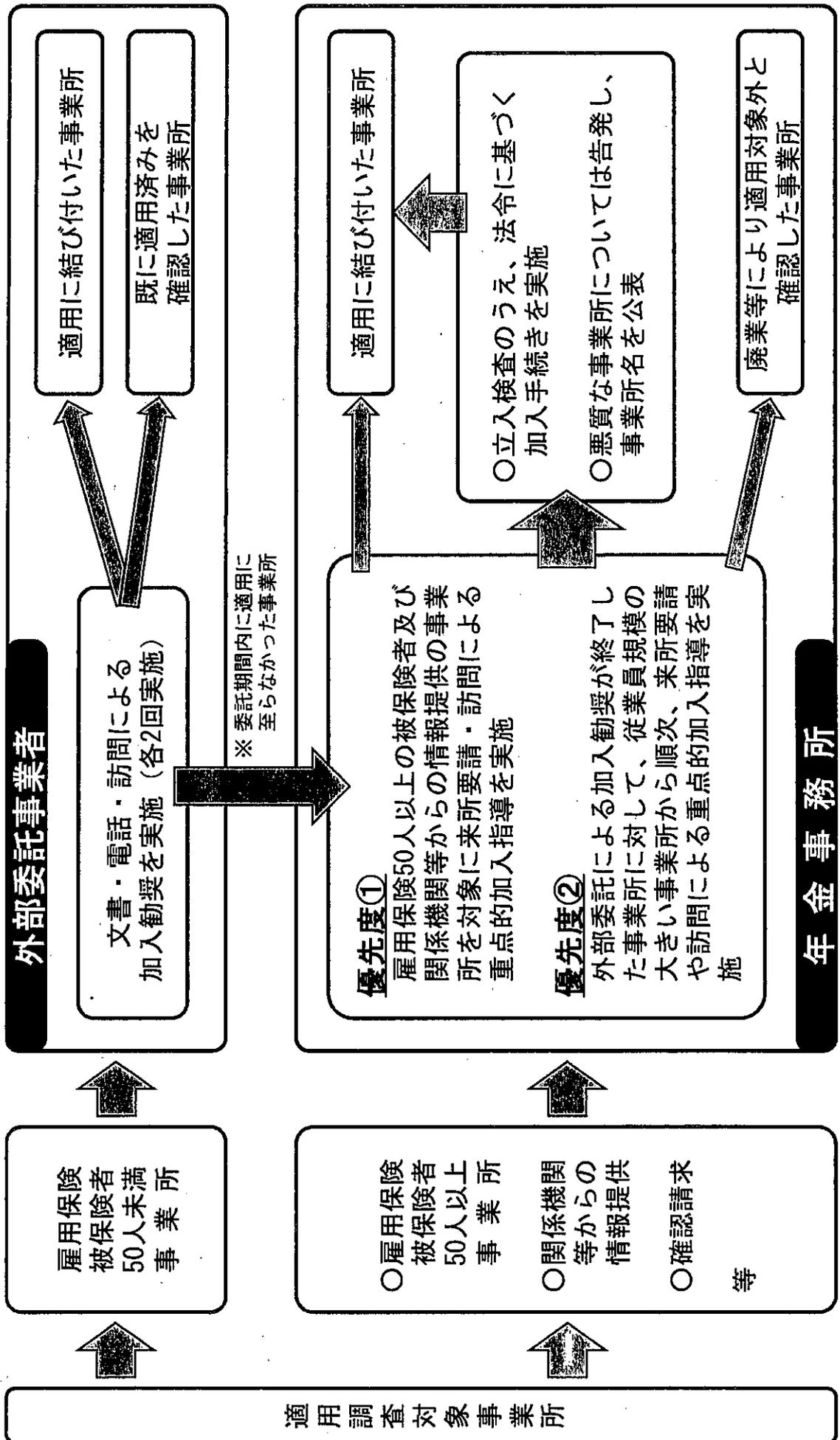
# 適用調査対象事業所に対する対応



# 適用調査対象事業所の把握(運用のイメージ)



# 把握した事業所の適用促進等(運用のイメージ)



# 厚生年金等の適用・徴収の状況

- 平成24年度末時点の適用事業所数は175.8万事業所、適用調査対象事業所数は38.8万事業所である。
- 平成24年度の厚生年金保険料の収納率は98.1%である。(※過年度分を含む)

## 適用状況の推移

(年度末現在)

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
適用事業所数	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578	1,745,027	1,758,192
被保険者数	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013	34,514,836	34,717,319
適用調査対象事業所数	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935	246,165	387,840

## 保険料収納率等の推移

指標名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保険料決定額 (過年度分を含む) ①	厚生年金保険	億円	212,612	222,672	230,627	226,940	232,430	246,116
	協会管掌健康保険	億円	67,752	69,251	68,052	65,480	74,985	81,192
	船員保険	億円	670	659	655	596	387	378
保険料収納額 (過年度分を含む) ②	厚生年金保険	億円	209,834	219,690	226,905	222,409	227,253	241,549
	協会管掌健康保険	億円	66,403	67,759	66,181	63,194	72,243	78,653
	船員保険	億円	621	615	611	551	344	340
保険料収納率 ②/①	厚生年金保険	%	98.7	98.7	98.4	98.0	97.8	98.1
	協会管掌健康保険	%	98.0	97.8	97.2	96.5	96.3	96.9
	船員保険	%	92.6	93.3	93.3	92.4	88.9	91.0

## 厚生年金等の適用促進策の実施状況

項番		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	外部委託による 文書・電話勧奨事業所	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741	276,540	—
		注1						注2
2	外部委託による 訪問加入勧奨事業所	43,755	36,480	24,198	18,953	65,957	120,344	—
3	来所要請による 重点的加入指導実施事業所数	8,657	1,030	595	1,575	2,894	1,424	947
4	戸別訪問による 重点的加入指導実施事業所数	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556	20,736	22,414
5	適用対策を講じた結果、 適用した事業所数	10,883	6,199	3,381	2,567	4,808	6,685	8,322
6	上記のうち、認定による 加入手続事業所数	87	73	21	34	71	165	57

(注1) 18年度欄の外部委託による文書・電話・訪問勧奨は、職員と外部事業者による実施数の合計である。

(注2) 24年度においては、平成23年度末時点の把握事業所のうち、137,675事業所に対して外部委託による訪問勧奨を実施。また、平成24年度の新規把握事業所のうち、69,690事業所に対して外部委託による文書・電話・訪問勧奨を実施。

※ 重点的加入指導実施事業所とは、年金事務所において優先的に加入指導を行う対象として以下の観点で選定した事業所。

- ・ 関係機関からの情報提供や被保険者からの資格の確認請求が行われた事業所
- ・ 従業員規模50人以上の事業所
- ・ 外部委託による加入勧奨を終え、適用に至っていない従業員規模5人以上の事業所

## 社会保険に加入しない事業所の告発・公表について

日本年金機構では、毎事業年度、行動計画を策定し、効果的・効率的な未加入事業所の適用促進に努めているが、その中でも、全国的に見て人数規模が大きく、社会的影響力の強い未加入事業所については、刑事告発を行い事業所名を公表することを視野に入れた、以下の取組を実施。

### 取組状況(公表までの流れ)

#### 1. 特定管理事業所の選定

日本年金機構本部において、全国的に見て人数規模が大きく、社会的影響力の強い未加入事業所であり、かつ当該事業所との折衝が難航している50人以上の事業所から交渉経過等を勘案し、特定管理事業所を選定。

#### 2. 計画表の策定

7か月を限度とした、適用に結びつけるための立入検査を含めた計画表を策定。

#### 3. 加入指導、立入検査

対象事業所に対し、特定管理事業所として選定した旨を通知し、本部、ブロック本部、年金事務所が一体となって計画的に加入指導を実施し、それでも未加入に応じない事業所については、立入検査を実施。

#### 4. 事業所名の公表

悪質な検査忌避等により、期限内に適用に至らなかった場合、計画表の最終期限を以て刑事告発を行い、告発した事業所名を公表。

(※ これまで選定した事業所(20事業所)については、一定期間内に適用に至ったため、公表実績はない。)

## 社会保険の適用事業所情報の公表について

### 背景

規制改革・民間開放推進会議の規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）において、「社会・労働保険への加入促進を図るため、社会・労働保険の加入事業者の社名等を厚生労働省のホームページ等において公表することについて、検討」するよう求められている。

### 現状

当面の対応として、各年金事務所に、当該年金事務所が管轄する健康保険及び厚生年金保険適用事業所の「適用事業所一覧表」を備え付け、一般の閲覧に供している。

※労働保険については、平成22年12月より厚生労働省ホームページ上で「労働保険の適用事業場検索」が可能となっている。

### 対応策

どなたでも簡単に確認ができるよう、日本年金機構のホームページ上で厚生年金保険・健康保険の適用事業所情報を検索・閲覧できる仕組みを構築する。

公表情報：適用事業所名、所在地、適用区分

※個人事業所の事業所名には、「屋号+事業主氏名」を入力し、システム上で管理している。個人事業主の氏名等については、行政機関の保有する個人情報に保護に関する法律第2条第2項に規定する「個人情報」に該当するため、公表するためには法令上の手当てが必要となる。

(イメージ)

**厚生年金保険・健康保険 適用事業所検索結果**

2件中 1件目～2件目 1/1

●●年金 株式会社	東京都杉並区高井戸西3丁目5-24	厚生年金保険 協会けんぽ
●●●●●事務所 株式会社	東京都杉並区高井戸西3丁目5-24	厚生年金保険 厚生年金基金

2件中 1件目～2件目 1/1

検索範囲に属する ..... 用になる

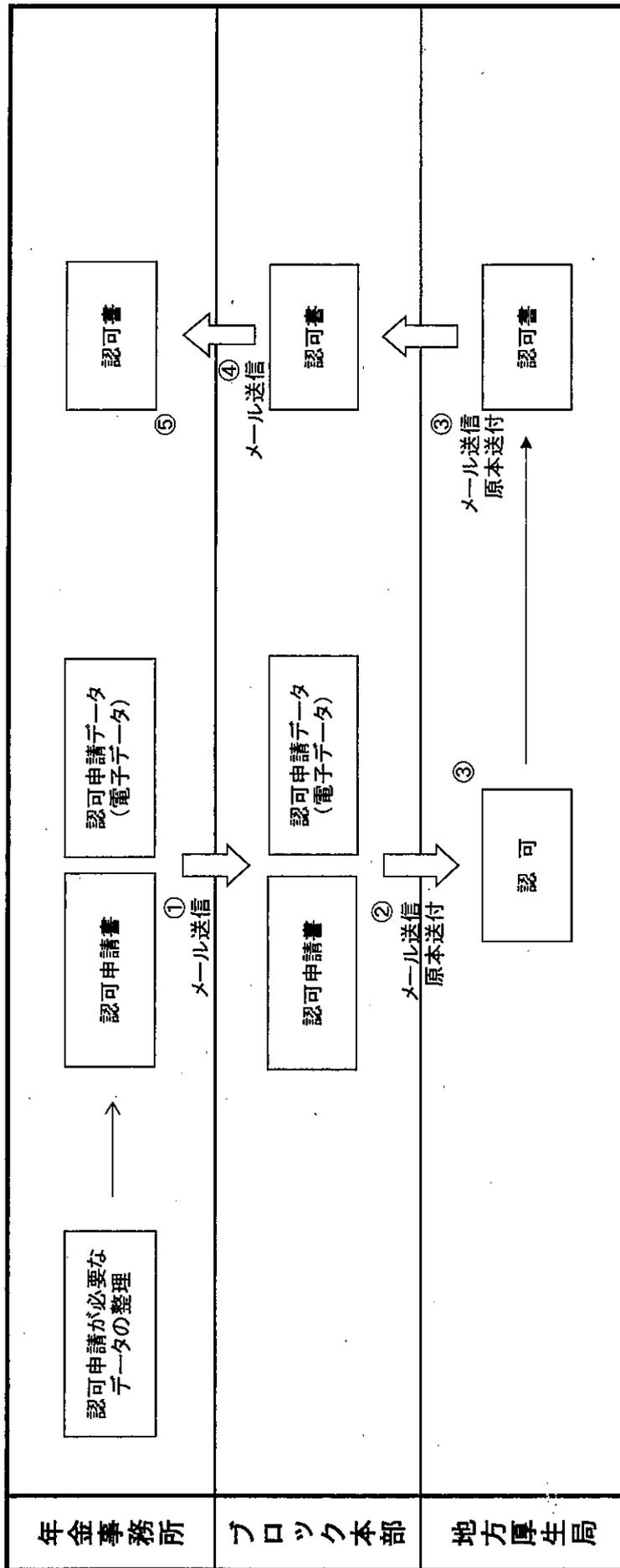
適用区分の見方

厚生年金保険	厚生年金保険と全国健康保険協会等健康保険に加入している事業所です。
協会けんぽ	厚生年金保険に加入している事業所です。
厚生年金保険	(医療保険は、健康保険組合または国民健康保険組合に加入)
協会けんぽ	協会けんぽに加入している事業所です。
厚生年金保険	厚生年金保険と全国健康保険協会等健康保険に加入している事業所です。
協会けんぽ	協会けんぽに加入している事業所です。
厚生年金保険	厚生年金保険と厚生年金基金に加入している事業所です。
厚生年金基金	(医療保険は、健康保険組合または国民健康保険組合に加入)

(注)協会けんぽ以外の健康保険(健康組合等)への加入状況は、日本年金機構では把握しておりませんので、ご了承ください。

## 立入検査等の認可申請の流れ

日本年金機構が「未適用となっている事業所に対する加入指導・立入検査」「適用済みの事業所に対する調査」を行う場合、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならない。



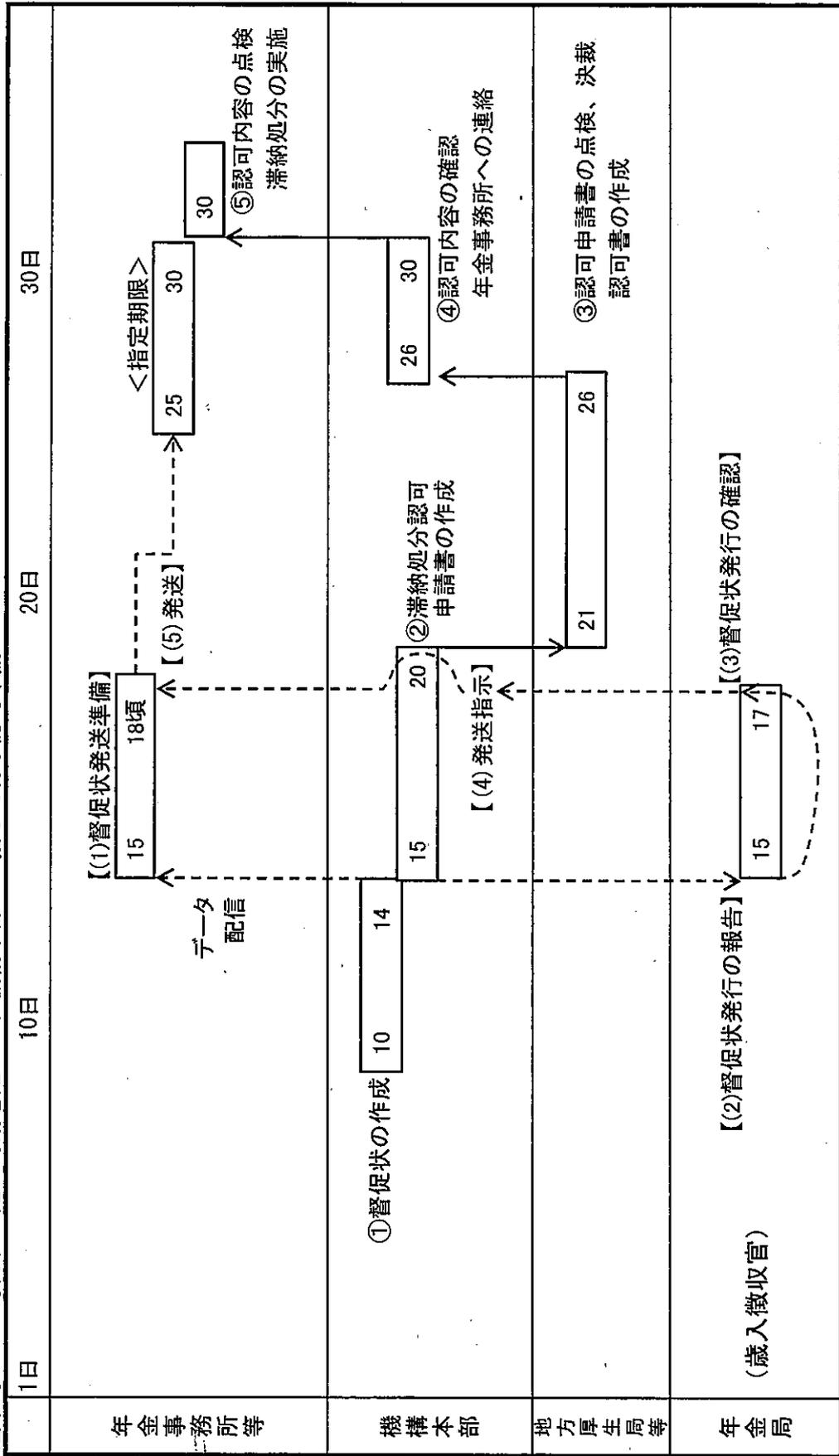
### 認可申請等の流れ

- ① 年金事務所は、認可申請書及び立入検査等が必要な事業所データを作成し、ブロック本部にメールにより提出する。
- ② ブロック本部では、各年金事務所から提出された認可申請書等を取りまとめのうえ、地方厚生（支）局にメールにより申請後、速やかに原本を送付する。
- ③ 地方厚生（支）局では、ブロック本部から申請された認可申請書を審査し、決裁のうえ、認可書を作成しブロック本部にメールにより通知後、速やかに原本を送付する。
- ④ ブロック本部は、認可書の内容を確認のうえ、認可書を年金事務所にメールにより連絡する。なお、認可書（原本）は、ブロック本部において保管する。
- ⑤ 年金事務所は、認可書の内容を確認し、立入検査等を実施する。

# 滞納処分等の認可申請と督促状発送の流れ(通常時)

日本年金機構が滞納処分や財産調査を行う場合には、事前に厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

通常時・・・毎月、一定の時期を定めて、機構本部が一括して行う認可申請



※標準的な作業期間(日程)を示したもの。

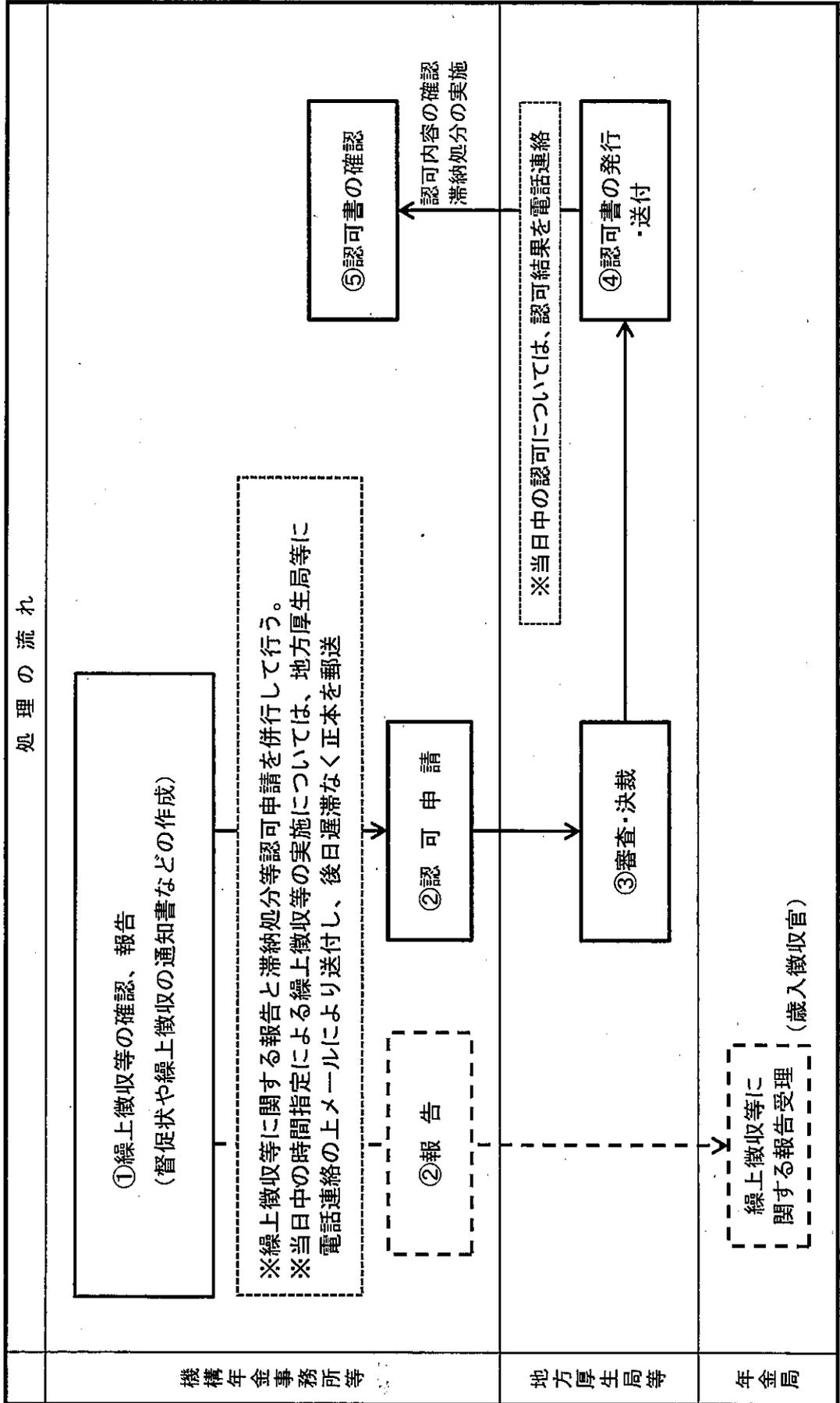
(凡例) : 実線…滞納処分認可の流れ 点線…督促状発送の流れ

# 滞納処分等の認可申請の流れ(緊急時)

日本年金機構が滞納処分や財産調査を行う場合には、事前に厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

緊急時・・・繰り上げ徴収<sup>(※)</sup>を行う必要がある場合において、年金事務所が個別に行う認可申請

※ 繰り上げ徴収とは、事業所が「解散したとき」「破産手続開始の決定を受けたとき」「国税の滞納によって滞納処分を受けるとき」などに、保険料の納期限を繰り上げて徴収するもの。



(凡例) : 実線…滞納処分認可の流れ 点線…繰上徴収報告の流れ

# 関係機関との連携概要

情報提供元	対象事業者等 (開始時期)	情報提供の概要等	加入等がなされない場合の措置
国土交通省 地方運輸(支)局	貨物自動車運送事業者 <トラック事業> (平成15年6月) 旅客自動車運送事業者 <バス・タクシー事業> (平成18年4月)	・新規事業者 ⇒ 事業許可後、運輸開始時に社会保険の加入状況を確認。加入が確認できない場合は、巡回検査等(開始届後6カ月以内)において確認指導。指導してもなお未加入の場合は情報提供。 ・既存事業者 ⇒ 巡回検査等において確認指導してもなお未加入の場合は情報提供。	・年金事務所において、加入指導をしてもなお未加入等の場合は、行政処分等を実施。 (例)車両使用停止処分 <24'提供件数> ・貨物:628件 ・旅客:251件
国土交通省 地方整備局 都道府県担当部局	・建設業者 (平成24年11月)	・許可・更新時において、厚生年金等の加入状況を確認。加入が確認できない場合は、文書による加入指導を行う。 ・加入指導後4カ月以内に加入したことが確認できない場合は、再度文書による加入指導を行う。 ・再指導から2カ月以内に加入が確認できない場合に通報。	・年金事務所において、再三の加入指導をしてもなお未加入等の場合は、行政処分等を実施。 (例)営業停止処分 <24'提供件数> ・実績なし
都道府県労働局	・派遣元事業者等 (平成19年4月)	・労働者派遣事業の許可・許可更新・届出 ⇒ 許可申請等(許可更新の3か月前)の際、事業主から提出される派遣事業計画書において、社会保険の加入が適正に行われていないと疑われる事業者の情報提供。 ・派遣元事業者等に対する監督指導 ⇒ 派遣元事業者等、派遣先への監督の結果、社会保険の加入漏れ等の疑いがある事業者を情報提供。	・許可・許可更新等 ・年金事務所から適正な届出の指導を受けた事業主のうち、許可及び許可更新前までに是正を行わなかった場合は、許可及び許可更新が行われない。 <24'提供件数> ・57件
都道府県労働局	・求人申込み事業者 (平成17年4月)	・公共職業安定所に事業者が求人申込みを行う際、社会保険の加入が適正に明示されていない場合は求人を受理するが、紹介を保留(非公開)。 ・公共職業安定所が「厚生年金等加入相談票」を事業主に交付し、事業主の責任において年金事務所へ訪問し、厚生年金等に係る求人条件が適正か否かの確認を行う。 ・公共職業安定所は、交付した相談票の写しを年金事務所へ送付する。	・年金事務所において、加入指導をしてもなお未加入等の場合は、求人は保留(非公開)のまま有効期限切れで取消しとなる。 <24'提供件数> ・相談票件数:540件 うち、事業者が訪問:353件

# 市町村民税の申告不要者について

## 地方税法【抜粋】

(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

### (市町村民税の納税義務者等)

第二百九十四条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によつて、第五号の者に対しては法人税割額によつて課する。

#### 一 市町村内に住所を有する個人

二～五 省略

2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

### (市町村民税の申告等)

第三百七条の二 第二百九十四条第一項第一号の者は、三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百七条の六第一項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一 前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

二～八 省略

## ○ ある市の税条例の場合

### (個人の均等割の非課税の範囲)

第13条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数の1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

### (市民税の申告)

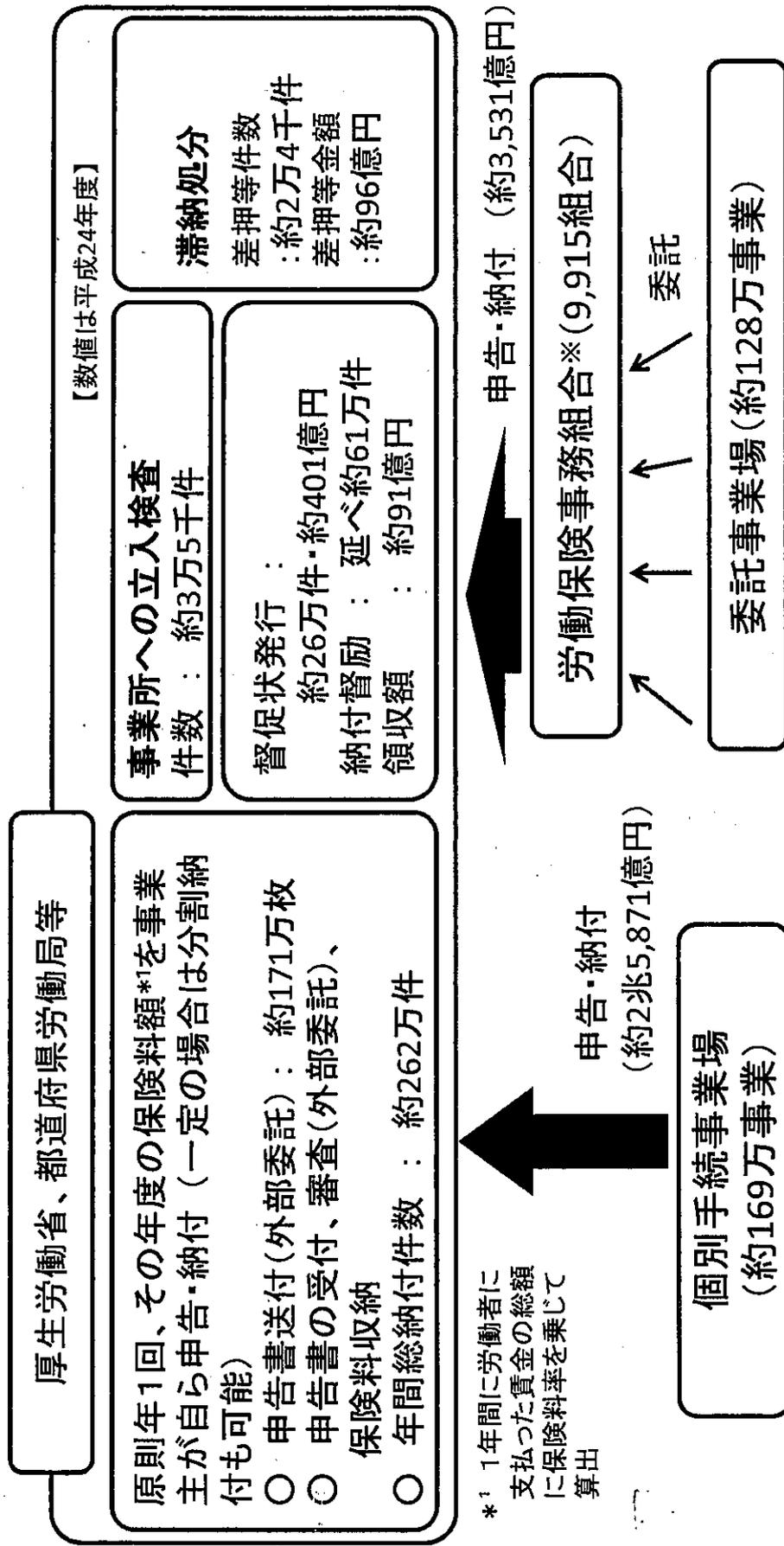
第22条 第10条第1項第1号の者は、3月15日までに、法第317条の2第1項の規定による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第17条の2の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第13条の2に規定する者（法施行規則第2条の2第1項の表の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

※ 自治体によっては、無収入でも（親族の扶養に入っていないければ）住民税申告が必要としている自治体もある。  
また、国民健康保険料算定のため「無収入という申告」が必要だと明示している自治体もある。

# 労働保険制度の概要

○原則として労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用(個人事業主を含む)

適用事業場数297万(平成24年度末)、保険料等取納額2兆9,402億円(平成24年度)、保険料収納率97.7%(平成24年度)



\*1 1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて算出

※ 中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付や各種届出等の労働保険事務を、厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体(商工会、事業協同組合等)に委託できる制度

※ 保険料等には一般拠出金を含む

# 厚生年金保険の適用事業所と雇用保険の適用事業所との比較

## 厚生年金保険

\* 農林水産の事業を行う従業員5人未滿の個人事業所（※1）

等

\* 役員しか使用しない法人事業所

\* 船舶所有者

等

\* 常用的使用関係にある従業員を使用する法人事業所

\* 製造、建設等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所

\* 飲食、宿泊等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所（注1）

等

\* 農林水産の事業以外の事業を行う従業員5人未滿の個人事業所（注1）

\* 厚生年金保険の一括適用に係る指定事業所以外の事業所（注2）

\* 常用的使用関係にない従業員しか使用しない法人事業所（注2）

## 雇用保険

（注1）厚生年金の強制適用事業所に該当しないが、厚生年金保険の任意適用事業所に該当するもの。

（注2）厚生年金保険の適用事業所に該当しないもの。

※ 労災保険は、労働者を1人以上雇用するすべての事業を適用対象としている。

# 社会保険・労働保険徴収センターについて

## センターの設置趣旨

- 中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第25条第8号及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年法律第102号)附則第2条第4項第1号に規定された社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を図るため、年金事務所及び労働局は、社会保険・労働保険徴収センター(以下「センター」という。)を設置(平成15年)。
- 社会保険と労働保険の徴収事務を一体的に実施することにより、事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を図る。
- センターは、各年金事務所(312カ所)内に設置し、窓口業務は年金機構の職員が実施。

## センターの実施事務

### ① 各種届出の受付

- 社会保険各種届出に加え、労働保険関係の届出(労働保険概算・確定保険料申告書(以下「年更申告書」という。)、労働保険関係成立届、雇用保険被保険者資格取得届等)を受理する(労働保険関係の届出は、センターから監督署や安定所に郵送される)。

### ② 事業所説明会

- 労働保険の年更申告書に関する説明及び社会保険の算定基礎届に関する説明を共同で行う。

### ③ 事業所調査

- 労働保険及び社会保険の両方の調査対象となっている事業所の中から、年金事務所と労働局が共同して調査することが可能であると認められる事業所を抽出し、一元的に調査を行う。

### ④ 滞納整理(納付督促)

- 労働保険及び社会保険を滞納している事業所(共通滞納事業所)を選定し、情報を共有する。
- 共通滞納事業所に対し、呼出し等により共同で納付督促を行う。